

平成 30 年度 滋賀県中小企業活性化施策 実施計画(案)

平成 30 年 4 月
滋賀県



滋賀県ちいさな企業応援月間

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

「中小企業」・「小規模企業」の定義

中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいいます。
また、小規模企業とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいいます。

「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、おおむね下記に該当するものを指します。

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		うち小規模企業者
	資本金の額または出資の総額	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業・その他の業種（②～④を除く）※	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業*	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※下記業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、以下のとおり定められています。

- 【中小企業者】 ①製造業 ゴム製品製造業 : 資本金 3 億円以下または常時雇用する従業員 900 人以下
③サービス業 ソフトウェア業 : 資本金 3 億円以下または常時雇用する従業員 300 人以下
情報処理サービス業 : 資本金 3 億円以下または常時雇用する従業員 300 人以下
旅館業 : 資本金 5 千万円以下または常時雇用する従業員 200 人以下
- 【小規模企業者】 ③サービス業 宿泊業・娯楽業 : 常時雇用する従業員 20 人以下

「ちいさな企業」の定義

「ちいさな企業」とは、「小規模企業をはじめとする中小企業」を指します。

目次

1. 実施計画の背景	1
(1) 経済の動向等	
(2) 国における動き	
(3) これまでの県の取組	
(4) 平成30年度の県の取組の方向性	
2. 実施計画の位置づけ	4
3. 目指す中小企業活性化の姿	5
(1) 目指す姿	
(2) 目指す姿の実現に向けて	
4. 平成30年度実施計画の基本方針	6
(1) 施策の基本的な方向	
(2) 重点事項	
(3) 中小企業者や関係者との連携の促進	
5. 中小企業活性化施策の推進のための措置	9
(1) 実施計画の推進と検証、施策への反映	
(2) 調査研究の実施	
(3) 推進体制の整備	
(4) 財政上および税制上の措置	
6. 施策の体系	10
7. 施策の内容	13
8. 滋賀県ちいさな企業応援月間について	30
9. 平成29年度の条例・施策の周知・意見交換等の取組について	31
10. 平成28年度の実施計画の実施状況の検証結果について	33
滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例	37
滋賀県産業振興ビジョンの概要	39

1. 実施計画の背景

(1) 経済の動向等

我が国の経済動向をみると、景気は、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

本県経済も、一部に弱い動きがあるものの、緩やかに持ち直していますが、景況調査においては、中小企業の景況感は依然として厳しく、景気回復の実感が伴わない状況が続いています。

(平成 30 年 2 月月例経済報告 (内閣府)、平成 29 年 12 月期滋賀県経済指標、平成 29 年 10～12 月期景況調査 (商工政策課))

(2) 国における動き

○新産業構造ビジョン等について

平成 29 年 5 月に、第 4 次産業革命への的確に対応するための官民の羅針盤となる「新産業構造ビジョン」が策定されました。このビジョンでは、IoT、ビッグデータ、人工知能 (AI)、ロボットに代表される技術革新によって、生産性向上などあらゆる構造的課題にチャレンジし、解決していくことで、それを経済成長にも繋げ、一人ひとりにとってより豊かな社会を実現することを目指しています。

また、同年 7 月には、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (地域未来投資促進法) が施行されました。この法律は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもので、税制・金融支援や規制の特例措置などが図られることとされています。

○中小企業・小規模事業者の生産性革命について

平成 29 年 12 月には、生産性革命と人づくり革命による、更なる経済成長に向けた「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。この中では、新たな設備投資への後押し、賃上げや人的投資への支援、IT・クラウド導入に対する支援などにより、中小企業・小規模事業者の生産性向上に取り組んでいくこととされています。

また、事業承継の集中支援により、中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代を図っていくこととされており、事業承継税制の抜本的な拡充など、早期・計画的な事業承継準備段階から事業承継後までシームレスな支援を行っていくこととされています。

(3) これまでの県の取組

本県では企業数を見ると、中小企業が県内企業の99.8%を占めており、地域の経済や社会の担い手として重要な役割を果たしていることから、本県の地域経済および社会を発展させていくためには、中小企業の活性化がますます重要となっています。

そこで、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき、中小企業活性化施策に係る実施計画を策定し、中小企業支援施策を着実に推進するとともに、実施計画の実施状況の検証を行い、その結果を中小企業活性化施策に反映してきました。

併せて、関係団体や地域に出向いての意見交換や職員による企業訪問、さらには滋賀県中小企業活性化審議会などを通じて中小企業者等の意見をお聴きしてきました。

さらに、平成25年の中小企業基本法の改正や平成26年6月に施行された小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえ条例を改正し、平成28年4月に施行されました。

また、「近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例」および「近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例」が、平成28年3月に施行されました。

平成30年1月には、県内19市町と共同で地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、国の同意を得たところです。

(4) 平成30年度の県の取組の方向性

○滋賀県基本構想、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略

県政の総合的な推進のための指針である「滋賀県基本構想」(平成27年3月策定)の『夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀 ～みんなでつくろう！ 新しい豊かさ～』を基本理念に、重点政策として「滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造」などに取り組むこととしています。

また、人口減少を見据え、人口減少を食い止めながら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって豊かな滋賀を築いていくため、「滋賀県基本構想」の重点政策を推進するエンジンとして平成27年10月に策定された「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」では、人口目標や今後目指すべき豊かな滋賀の将来像を提示するとともに、次世代の雇用につながるモノづくりベンチャー企業の輩出や滋賀ならではの新たな産業の創出を進める「次世代のための成長産業創出プロジェクト」など、19のプロジェクトを展開することとしています。

なお、平成30年度当初予算においては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「だれもが健康で、活躍する社会づくり」、「若者の希望を叶える社会づくり」、「新たな価値の創造・発信」、「琵琶湖や山と人々の暮らしとのつながりの再生」という4つの視点に重点を置き、戦略的な施策構築を図ることとしています。

○滋賀県産業振興ビジョン

基本構想の部門別計画として平成27年3月に策定した、産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針となる「滋賀県産業振興ビジョン」においては、『世界にはば

たく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる“滋賀発の産業・雇用”の創造』を基本理念に掲げ、計画的に産業振興施策を進め、条例に基づく施策の展開と相まって、本県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を目指すこととしており、その主な担い手として中小企業の活躍が期待されています。

○中小企業の活性化の推進に関する条例

平成 28 年 4 月に施行した条例の改正により、小規模企業者の位置付けを明確にするるとともに、「滋賀県ちいさな企業応援月間」を新たに条例に位置づけました。この応援月間では、引き続き、中小企業者、関係団体等、国および市町と連携し、一体となって情報発信や施策の周知等、諸活動を積極的に実施し、小規模企業をはじめとする中小企業の活性化を図ることとしています。

○近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例

平成 29 年 3 月に基本的な指針を策定し、地場産業や地場産品を取り巻く現状と課題を明らかにするとともに、県が目指すべき方向性や必要な施策の内容を示しました。策定後 5 年間、この指針に基づき地場産業や地場産品の振興にかかる施策の総合的な推進を図っていくこととしています。

○近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例

近江盆地で生産される品質の高い米と琵琶湖を取り囲む山々を水源とする良質な地下水や伏流水を利用して生産されてきた近江の地酒が果たしている文化的・経済的役割に鑑み、条例では、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及を促進していくこととしています。

経済の動向や国の動きを踏まえつつ、滋賀県基本構想、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略、滋賀県産業振興ビジョン、条例等の趣旨を具現化し、中小企業の活性化を引き続き着実に推進していくため、平成 30 年度中小企業活性化施策実施計画を策定するものとします。

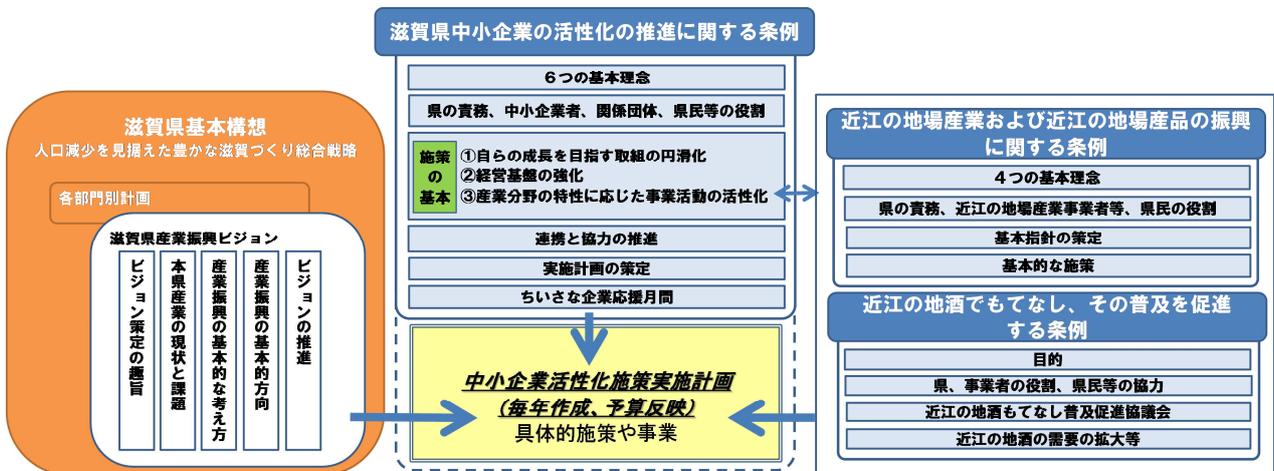
2. 実施計画の位置づけ

この実施計画は、

- ① 条例第10条第1項に基づく平成30年度の中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画
- ② 産業振興ビジョンに基づき、中小企業の活性化の視点から施策の具体化を図るもの
- ③ 小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定に基づき都道府県が定める中小企業支援計画

として位置づけます。

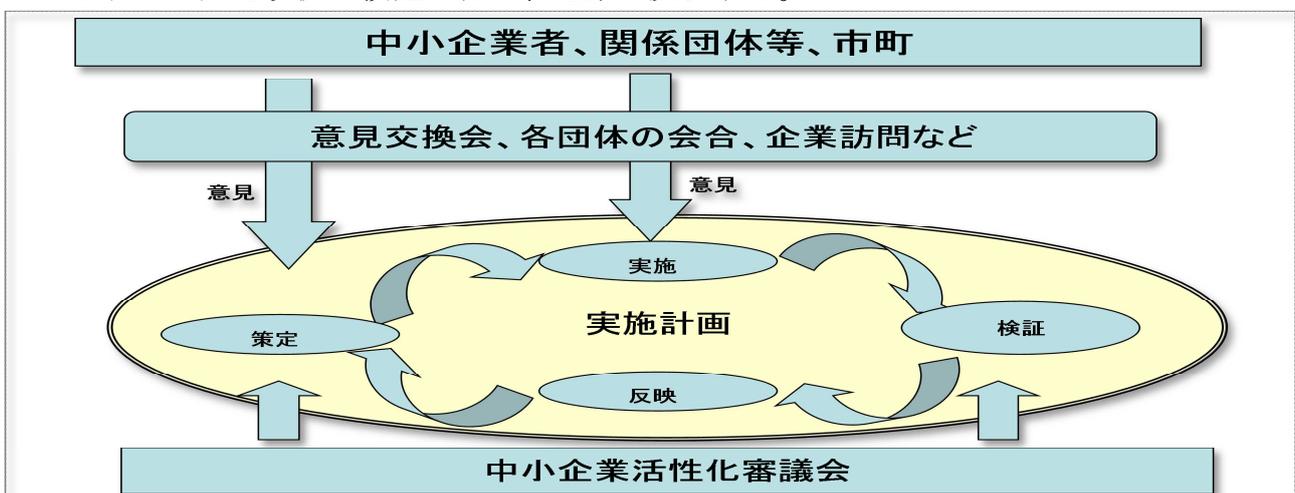
【条例および産業振興ビジョンに基づく具体的な施策や事業の展開】



なお、盛り込んでいる中小企業活性化施策は、概ね3年程度を見据えながら、平成30年度予算に基づく事業や制度などの取組としています。

この実施計画は、次のようなことに活用します。

- ① 県の実施する中小企業活性化施策を体系的に取りまとめ、公表し、中小企業者や関係者の皆さんに情報提供する。
- ② 実施計画に基づいて、中小企業活性化施策を着実に推進する。
- ③ 中小企業者や関係者の皆さんなどからの意見を踏まえ、中小企業活性化審議会の意見を聴いて実施状況の検証を行い、施策に反映する。



3. 目指す中小企業活性化の姿

(1) 目指す姿

—いきいきと活躍する中小企業が創る元気な滋賀—

中小企業は、日本一のモノづくり県である本県の基盤を支えるとともに、地域の商業・サービス業など、県民の暮らしを守り、また、地域づくりの大きな力となっており、本県経済と社会の発展のための主な担い手です。

滋賀県産業振興ビジョン

基本理念：世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる“滋賀発の産業・雇用”の創造

ビジョンが目指す姿

- これまでの産業集積を基盤にした「新たな成長産業の創出」により、環境と両立した、日本を支えるたくましい経済が創造されています。
- 独自技術や競争力のある商品・サービスを生み出す「挑戦する企業の活躍」により、地域経済の活性化、雇用の維持・拡大が図られています。
- 琵琶湖をはじめとする豊かな地域資源や特性が活かされ、「世界に通用するブランド価値の発信」により、滋賀のステータスが向上しています。
- 地域の課題や日々の暮らしに根ざした「地域貢献企業の集積」により、地域を支え、地域が潤う循環型経済が確立しています。
- 多様な主体の連携の中から生み出される「イノベーションの連続」により、新たな価値が創造され、国内外の需要に迅速かつ柔軟に対応できるビジネスモデルが次々と展開されています。

ビジョンでは、10年後（平成36年（2024年））の姿として、上記の目指す姿を掲げていますが、その実現のためには、中小企業には、自主的・自立的に経営の向上や改善に努め、経営基盤を強化し、また、自らの成長を目指す意欲的な取組を行うことが求められています。

こうした中小企業の取組を支え、その活性化を図るためには、県をはじめ中小企業に関係する団体、大企業者、大学などの教育研究機関、金融機関、県民が、条例の趣旨を踏まえ、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

このように、中小企業者の自主的・自立的な努力を尊重しつつ、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、県が実施計画に基づき中小企業活性化施策を着実に推進することにより、中小企業が地域でいきいきと活躍し、本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長する元気な滋賀を目指します。

(2) 目指す姿の実現に向けて

この「目指す姿」の実現に向けて、県は総合的・計画的に中小企業の活性化の推進を図っていくこととし、毎年度、実施計画を策定し、着実に中小企業活性化施策を展開します。

その実施状況については、中小企業者や関係団体、市町、中小企業活性化審議会の意見を踏まえて検証し、中小企業活性化施策の見直し等の対応を図ります。

4. 平成30年度実施計画の基本方針

(1) 施策の基本的な方向

条例第8条に定める3つの施策の基本に沿って、関係者と連携しながら積極的に中小企業活性化施策を展開します。

また、条例第9条の規定に基づき、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進します。

中小企業の活性化施策の基本方向(条例第8条)

1. 中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化(第8条第2項)

- ① 将来において成長発展が期待される分野における参入・事業活動の促進
- ② 県民の安全・安心に配慮した事業活動の促進
- ③ 海外における円滑な事業展開の促進

2. 中小企業の経営基盤の強化(第8条第3項)

- ① 中小企業の事業活動を担う人材の確保・育成
- ② 中小企業の経営の安定・向上
- ③ 創業・新事業の創出の促進
- ④ 中小企業者が供給する物品・役務等への需要の増進

3. 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(第8条第4項)

- ① ものづくり産業
- ② 小売商業・サービス業
- ③ 観光
- ④ その他の産業分野

の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(第9条第1項)

(2) 重点事項

平成29年度に実施した団体や地域に出向いての意見交換会やその場でのアンケート調査、職員による企業訪問等により、寄せられた中小企業者や関係者の皆さんの声などを踏まえ、平成30年度は、以下を重点事項として取り組みます。

① 地域を支える小規模企業者への多面的支援

地域の経済や社会の担い手である小規模企業者の活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られるよう、多面的な支援を行います。

具体的には、新たな取組として、小規模事業者による新商品の市場化や販路開拓への取組に対する支援や、伝統的工芸品の新商品開発に向けた支援を実施します。

また、引き続き、ものづくりに携わる小規模企業者の自社分析や受注体制強化に係る支援、近江の地場産業・地域特産品の新商品開発やブランド強化への取組に対する支援、近江の地酒にかかる魅力発信や消費拡大への支援、「滋賀県ちいさな企業応援月間」における情報の発信や施策の活用促進などにも取り組んでいくこととします。

② イノベーション創出、海外展開、創業促進などによる需要開拓支援

地方創生の推進に向け、新たな需要の創出や域外需要の取り込みにより、活気に溢れた地域経済を実現するため、滋賀発のイノベーションの創出、海外展開支援、創業の促進に取り組みます。

具体的には、新たな取組として、若手設計者へのプログラム実施によるオープンイノベーション推進人材の育成、成長性の高い新たな分野に挑戦する取組（地域未来投資）の展開に向けた研究開発プロジェクトの創出・コーディネート支援、ジェトロ滋賀貿易情報センターと連携した本県経済を牽引しうる企業の海外展開支援を実施します。

また、引き続き、水環境ビジネスにおけるビジネスプロジェクトのさらなる創出・展開や、IoTを活用した新たなビジネスモデル創出に対する支援、滋賀発の成長産業の発掘・育成に必要なハンズオン支援、有望なビジネスプランの募集・表彰による滋賀発の新事業の掘り起こし、中小企業振興資金貸付金（開業資金）の要件緩和や金利引き下げ、企業や大学が保有する知的財産の活用の促進などにも取り組んでいくこととします。

③ 中小企業を支える多様な人材の確保・育成支援、事業承継支援

誰もが多様な個人の能力を発揮し、あらゆる職場で活躍できる施策により、中小企業の大きな課題の一つである人材の確保や社員の育成を支援します。

具体的には、新たな取組として、子どもたちへのモノづくり体験の提供、採用後の従業員に対する人材育成の充実促進、女性の活躍を後押しする企業の取組の発信を行うとともに、経営者についても次世代を担う人材を確保・育成していく必要があることから、支援機関等によるネットワークの構築・事業承継診断の実施や、中小企業振興資金貸付金（事業承継枠）の創設などにより、県内中小企業の事業承継を推進していきます。

また、引き続き、おうみ若者未来サポートセンター等による若年求職者に対する総合的な就労支援、地域の障害者雇用を支える仕組みづくりの推進、インターンシップの推進等による学生の職業観の醸成や県内企業等の理解促進、職業能力開発の振興、人材育成プランナーによる相談対応、中高生に対する職業体験やキャリア教育などに取り組んでいくこととします。

(3) 中小企業者や関係者との連携の促進

条例に定める中小企業者および関係者の役割等を踏まえ、県は、次のように中小企業者および関係者に対して、連携を図り、情報の提供、支援、調整等を行います。

また、「滋賀県ちいさな企業応援月間」を新たに条例に位置づけたことにより、より一層、中小企業者や関係団体等と連携し、説明・相談会やセミナーなどを着実に実施することで、小規模企業者への支援を引き続き行うとともに、県民も含めた各主体の意義・役割の再認識と小規模企業者の活性化に向けた機運の醸成を図ります。

さらに、県は、市町に対する説明・意見交換の実施等を通じ、地域の実情を把握しながら、中小企業活性化施策について市町との連携を図ります。

- ①企業訪問や様々な機会を捉えた意見交換や施策の周知、および実施計画に掲げられた様々な事業の着実な実施に努め、中小企業者の自主的かつ自立的な経営の向上・改善

を促進します。また、中小企業の意欲的な取組について、情報発信に努めます。

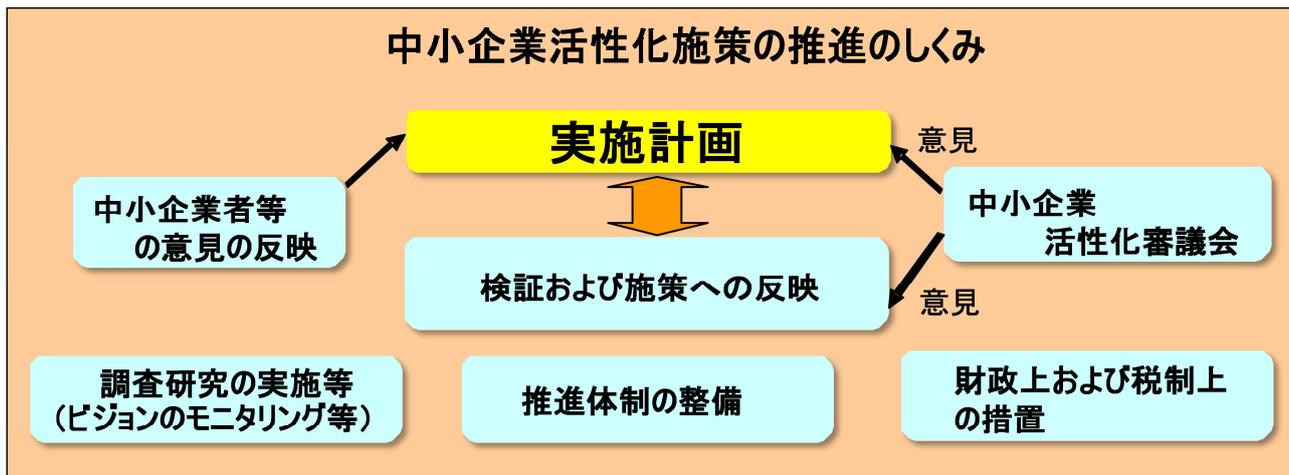
- ②中小企業活性化施策の窓口となる商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの中小企業に関係する団体の様々なノウハウや資源を活用するため、これらの団体との意見交換を活発に行い、施策情報の共有と連携を促進することにより、これらの団体の中小企業の活性化に向けた積極的な支援および協力を促進します。
- ③大企業者と中小企業者とのマッチングに向けた取組を推進するとともに、大企業やナショナルチェーンの商工団体への加入を進めるため、企業との連携協定を通じた働きかけなどにより、大企業者等の取組を促進します。
- ④産学官連携や連携協定による研究活動や人材確保・育成、創業支援の推進などにより、大学その他の教育研究機関の取組を促進します。
- ⑤中小企業者に対する円滑な資金供給や経営支援について連携して支援を行うことなどにより、金融機関の取組を促進します。
- ⑥ホームページ、メディア、セミナーの開催を通じた啓発などにより、県民の皆さんの中小企業の活性化について関心と理解を深め、中小企業者の供給する物品等の購入など県民の皆さんの主体的な行動につながるように努めます。

5. 中小企業活性化施策の推進のための措置

中小企業活性化施策を着実かつ効果的に実施するため、次のようなことを実施します。

(1) 実施計画の推進と検証、施策への反映

中小企業活性化施策を推進することと併せて、企業への訪問や地域別や団体別の意見交換会などの開催などにより中小企業者や関係団体、市町等の意見をお聴きし、それらを踏まえた上で、中小企業活性化審議会の意見をお聴きしながら検証を行い、中小企業活性化施策の見直しと次年度の実施計画への反映を図ります。



(2) 調査研究の実施

経済指標の分析や、企業へのアンケートや聞き取りによる景況調査などによる中小企業や県経済の状況の把握、ビジョンの推進にあたり実施するモニタリング調査などを、中小企業活性化施策に活かします。

(3) 推進体制の整備

製造業、商業、サービス業、観光産業、農林水産業、健康福祉産業、建設業など、様々な分野にわたる総合的な中小企業活性化施策の策定と推進を、全庁を挙げて図るため、関係部局により設置した「中小企業活性化推進本部」の適切な運営を通じて、施策の実施に必要な体制を確保します。

(4) 財政上および税制上の措置

実施計画に基づく中小企業活性化施策について、必要な予算措置を講じます。財源については、条例施行を契機に着実に施策を展開するため平成25年度から設置している中小企業活性化推進基金の活用を図るとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策をはじめとした国の施策も活用しながら、事業展開を図ります。

また、法人県民税について、資本金1億円以下で法人税額5千万円以下の中小企業について法人税割の超過税率を適用しない措置により、引き続き負担の軽減を図ります。

6. 施策の体系

注1)「小規模企業者への配慮等」欄は、事業の目的や性質が以下のいずれかに該当する場合に○を付しています。
 ・施策の主眼が、小規模企業者の振興・支援であるもの。
 ・施策の実施内容・方法の一部に「小規模企業者」等を設ける等、小規模企業者を要件とするものを設けるもの。
 ・事業の実際の利用者の大半が、小規模企業者になる(と予想される)もの。
 ・その他小規模企業者に配慮する要素があるもの。
 注2)「創生事業・基金事業」欄は、国の「地方創生推進交付金」および県の「滋賀県中小企業活性化推進基金」を財源として活用する予定の事業を指します。
 注3)掲載している事業には、平成29年度補正予算で計上し、平成30年度に繰越を行って事業を実施するものも含まれます。(これらの事業については、便宜上、平成29年度の補正予算額を記載しています。)

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

20事業

ア 将来において成長発展が期待される分野における参入および事業活動の促進							12事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
1	地域産業活性化・地方創生に向けた高度ICT人材育成事業		イノバ・海外・創業		創生	25,370	私学・大学振興課(滋賀県立大学)
2	滋賀県ICT推進戦略の実施		イノバ・海外・創業			768	情報政策課
3	IoT活用イノベーション創出支援事業		イノバ・海外・創業		創生	37,436	商工政策課
4	滋賀ウォーターパレー・水環境ビジネス推進事業		イノバ・海外・創業		創生	41,224	商工政策課
5	滋賀のクリエイティブ産業振興事業			○		2,636	商工政策課
6	中小企業振興資金貸付金 (政策推進資金(成長産業育成枠))			○		33,000	中小企業支援課
7	滋賀発成長産業発掘・育成事業		イノバ・海外・創業		創生	12,200	モノづくり振興課
8	IoTイノベーション創出推進事業		イノバ・海外・創業	○	創生	1,075	モノづくり振興課
9	びわ湖環境ビジネスメッセ開催事業					10,000	モノづくり振興課
10	医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業		イノバ・海外・創業			4,530	モノづくり振興課
11	中小企業の若手イノベーション人材創出事業	○	イノバ・海外・創業		基金	7,000	モノづくり振興課
12	地域未来投資支援コーディネート事業	○	イノバ・海外・創業		創生	16,992	モノづくり振興課

イ 県民の安全および安心に配慮した事業活動の促進							2事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
13	「セーフドしが」の普及事業					320	生活衛生課
14	「おいしが うれしが」キャンペーン推進事業					3,189	食のブランド推進課

ウ 海外における円滑な事業の展開の促進							6事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
15	台南市政府と現地企業との経済交流に関する覚書に基づく事業の推進					-	商工政策課
16	海外展開総合支援事業		イノバ・海外・創業			16,930	商工政策課
17	滋賀から世界へ！滋賀県海外展開トプランナー企業支援事業	○	イノバ・海外・創業		基金	4,000	商工政策課
18	海外展開技術支援事業		イノバ・海外・創業		基金	2,004	モノづくり振興課 (工業技術総合センター)
19	FOOD BRAND OH! MI海外プロモーション事業		イノバ・海外・創業	○	創生	10,269	食のブランド推進課
20	汚水処理分野における技術協力プロジェクト					2,000	下水道課

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

55事業

ア 中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成							25事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
21	統計講演費					413	統計課
22	統計相談費					473	統計課
23	滋賀マザーズジョブステーション事業					49,825	女性活躍推進課 (子ども・青少年局)
24	ものづくり人材育成事業「滋賀ものづくり経営改善センター」		人材確保・育成		基金	6,622	商工政策課
25	将来の知財人材育成支援事業	○	人材確保・育成		基金	600	モノづくり振興課
26	省エネ・創エネ導入促進人材育成事業					822	労働雇用政策課
27	中小企業働き方改革推進事業				創生	9,645	労働雇用政策課
28	若年者総合就業支援事業		人材確保・育成			18,087	労働雇用政策課
29	若年者就労トータルサポート事業		人材確保・育成			25,825	労働雇用政策課
30	チャレンジWORK運動推進事業		人材確保・育成		基金	2,106	労働雇用政策課
31	産業人材育成・確保のグッドジョブプロジェクト事業		人材確保・育成		創生	22,149	労働雇用政策課
32	働くなら滋賀！人材育成助成事業	○	人材確保・育成		基金	7,630	労働雇用政策課

番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
33	職業訓練事業費		人材確保・育成			5,195	労働雇用政策課
34	職業能力開発振興事業費		人材確保・育成			78,598	労働雇用政策課
35	中小企業人材育成促進事業		人材確保・育成			3,350	労働雇用政策課
36	滋賀のイクボス養成講座開催事業					1,013	女性活躍推進課
37	働く場における女性活躍推進事業		人材確保・育成			1,498	女性活躍推進課
38	女性活躍応援情報誌作成事業	○	人材確保・育成		基金	2,000	女性活躍推進課
39	地域を支える建設産業魅力アップ事業			○		6,600	監理課
40	高等学校教育設備の整備(産業教育設備)				創生	34,428	教育総務課
41	職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業		人材確保・育成		基金	8,687	特別支援教育課
42	中学生チャレンジウィーク事業		人材確保・育成		創生	801	幼小中教育課
43	高等学校産業人材育成プロジェクト事業		人材確保・育成		創生	7,800	高校教育課
44	次代を担う生徒のキャリア教育推進事業		人材確保・育成		創生	6,900	高校教育課

イ 中小企業の経営の安定および向上 14事業

番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
45	省エネルギー推進加速化事業					40,926	エネルギー政策課
46	分散型エネルギーシステム導入加速化事業					18,328	エネルギー政策課
47	【産業振興総合支援推進事業】 (公財)滋賀県産業支援プラザの支援体制の強化等					222,766	商工政策課
48	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業		人材確保・育成		創生	33,000	商工政策課
49	事業継続計画策定支援事業			○		815	中小企業支援課
50	中小企業振興資金貸付金 (経営支援資金、セーフティネット資金等)			○		8,113,000	中小企業支援課
51	中小企業振興資金保証料軽減補助事業			○		165,101	中小企業支援課
52	県中小企業支援センター事業			○		11,083	中小企業支援課
53	小規模事業者経営支援事業費補助金			○		1,490,005	中小企業支援課
54	一般活動費補助金 (商工会連合会・商工会議所連合会)			○		20,220	中小企業支援課
55	中小企業連携組織対策事業費補助金			○		103,462	中小企業支援課
56	中小企業団体中央会一般活動費補助金			○		10,871	中小企業支援課
57	滋賀県事業承継ネットワーク構築事業	○	人材確保・育成	○		-	中小企業支援課
58	中小企業振興資金貸付金(政策推進資金(事業承継枠))	○	人材確保・育成	○		56,000	中小企業支援課
59	下請企業振興事業費補助金			○		4,396	モノづくり振興課

ウ 中小企業の創業および新たな事業の創出の促進 11事業

番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
60	【産業振興総合支援推進事業】 コロボしが21インキュベーション					1,593	商工政策課
61	滋賀発創業・新事業促進事業		イノバ・海外・創業	○	創生	9,699	中小企業支援課
62	地と知をつむぐビジネスデザイン構築事業 (SOHO型ビジネス支援事業)			○		38,806	中小企業支援課
63	しがインキュベーション施設入退居者販路開拓支援補助金			○	基金	3,052	中小企業支援課
64	中小企業経営革新支援事業			○		14,969	中小企業支援課
65	小規模事業者新事業スタートアップ支援事業	○	小規模	○	基金	3,000	中小企業支援課
66	しが新事業応援ファンド			○		-	中小企業支援課
67	中小企業振興資金貸付金 (政策推進資金(新事業促進枠))			○		98,000	中小企業支援課
68	中小企業振興資金貸付金 (開業資金)		イノバ・海外・創業	○		596,000	中小企業支援課
69	知的所有権活用促進事業		イノバ・海外・創業			534	モノづくり振興課
70	産業育成のための情報基盤整備事業				基金	3,000	生涯学習課(県立図書館)

エ 中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進 5事業

番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
71	滋賀県リサイクル製品認定事業			○		1,283	循環社会推進課
72	滋賀の感性を伝える「ココール」事業					3,231	商工政策課
73	体感型「ココール」魅力発信事業				創生	5,730	商工政策課
74	新商品等バイオニア認定制度トライアル発注事業			○		500	中小企業支援課
75	ちゃばら「滋賀県コーナー」管理運営事業			○		8,527	観光交流局

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活性化(条例第8条第4項)

33事業

ア ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大							18事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
76	伝統的工芸品月間等参加事業			○		3,043	中小企業支援課
77	伝統の技と美「滋賀の匠展」開催事業		小規模	○	基金	1,973	中小企業支援課
78	伝統的工芸品新商品開発等支援事業	○	小規模	○	基金	3,273	中小企業支援課
79	来て、見て、ふれ「メイド・イン滋賀」魅力発信・体感事業		小規模	○	創生	1,900	中小企業支援課
						4,070	モノづくり振興課
80	ちいさなもののづくり企業等成長促進事業		小規模	○	創生	8,300	モノづくり振興課
81	近江技術てんびん棒事業					771	モノづくり振興課
82	プロジェクトチャレンジ支援事業			○		44,058	モノづくり振興課
83	テクノファクトリーの運営					241	モノづくり振興課
84	地域ブランド戦略フォーラム事業	○		○		770	モノづくり振興課
85	企業化支援棟推進費					6,164	モノづくり振興課 (工業技術総合センター)
86	工業技術総合センター試験研究指導費					126,972	モノづくり振興課 (工業技術総合センター)
87	高度モノづくり試作開発センター整備事業	○		○		364,411	モノづくり振興課 (工業技術総合センター)
88	東北部工業技術センター試験研究指導費					133,228	モノづくり振興課 (東北部工業技術センター)
89	滋賀の地域産業振興総合支援事業		小規模	○	創生	24,899	モノづくり振興課
90	繊維地場産地の連携による新たな製品の開発とブランド力強化推進事業		小規模	○	基金	2,094	モノづくり振興課 (東北部工業技術センター)
91	彦根バルブの高度化・効率化支援事業	○		○		40,123	モノづくり振興課 (東北部工業技術センター)
92	「Made in SHIGA」企業立地助成金					321,553	企業誘致推進室
93	近江の地酒普及促進事業		小規模	○	基金	4,222	観光交流局

イ 小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大							3事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
94	にぎわいのまちづくり総合支援事業		小規模	○		10,000	中小企業支援課
95	商店街等空き店舗活用マッチング支援事業		小規模	○		925	中小企業支援課
96	きりり輝く個店★企業応援事業		小規模	○	基金	7,238	中小企業支援課

ウ 観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大							6事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
97	滋賀・びわ湖ブランド推進事業				創生	213,589	広報課
98	県域無料Wi-Fi整備促進事業				基金	8,059	情報政策課
99	ピワイチ観光推進事業			○	創生	19,817	観光交流局
100	観光まちづくり推進事業			○	創生	15,750	観光交流局
101	観光物産振興事業負担金 (観光物産情報発信事業等)			○		75,714	観光交流局
102	地域活性化支援事業			○		14,000	観光交流局

エ その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大							6事業
番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
103	滋賀県産業廃棄物減量化支援事業			○		15,090	循環社会推進課
104	森の資源研究開発事業費補助金			○		5,000	森林政策課
105	滋賀の魅力ある力強い卸売市場づくり事業				基金	750	食のブランド推進課
106	近江牛魅力発信事業				創生	5,057	畜産課
107	びわ湖のめぐみ魅力発信事業	○		○	基金	1,827	水産課
108	「びわ湖のめぐみ」おもてなし食堂事業	○		○	創生	6,912	水産課
109	建設産業適正化推進事業			○	基金	2,730	監理課

(4) 中小企業者および関係団体等との有機的な連携の推進(条例第9条第1項)

8事業

番号	事業名	新規事業	重点事項にかかる 主な事業	小規模企業者への 配慮等	創生事業 基金事業	H30予算 (単位:千円)	担当課
110	国立環境研究所移転関連事業		イノバ・海外・創業	○	創生	134,338	環境政策課
111	伊藤忠商事株式会社との連携協定					-	商工政策課
112	滋賀県ちいさな企業応援月間事業		小規模	○	基金	1,979	中小企業支援課
113	中小企業活性化推進事業			○		1,075	中小企業支援課
114	産学官連携推進事業				創生	12,724	モノづくり振興課
115	6次産業化ネットワーク活動整備事業			○		51,576	農業経営課
116	6次産業化ネットワーク活動推進事業			○		16,100	農業経営課
117	農林水産業新ビジネス創造支援事業		イノバ・海外・創業	○	創生	16,000	農業経営課
合計						13,338,222 千円	

7. 施策の内容

注1) 取組の予定の平成31年度以降については、予算や関係者との調整その他の状況により流動的であることから、----->で表示しています。

注2) 主に該当すると考えられる条項にのみ事業を掲載し、同一事業を別の条項に【再掲】していません。

注3) 元号表記については、改元の詳細が明らかでないことから、改元予定時期以降についても、便宜的に「H(平成)」を用いています。

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

ア 将来において成長発展が期待される分野における参入および事業活動の促進

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
1	地域産業活性化・地方創生に向けた高度ICT人材育成事業	滋賀県立大学大学院に副専攻としてICT実践学座“e-PICT”を開設し、教育・研究体制の整備を図ることで、農業、看護、観光などを重点分野としつつ、地域の企業等でICTを駆使し新たなサービス・製品の開発に取り組むことの出来る高度な数理・情報専門人材の育成に取り組む。	○滋賀県立大学大学院に副専攻としてICT実践学座“e-PICT”を開設 ○同大学に開設した地域ひと・モノ・未来情報研究センターにおいて、市町や企業と連携しながら学部横断的な研究を行う。 【目標】 副専攻修了者 15名	→	----->		25,370	私学・大学振興課 (滋賀県立大学)
2	滋賀県ICT推進戦略の実施	県域における諸課題を解決するため、地域・産業の再創造、安全・安心な生活等の重点戦略に基づきICTやデータを積極的に活用していくビジョンとして策定した「滋賀県ICT推進戦略」の普及促進・進捗管理・改定を行う。	○滋賀県ICT推進懇話会における意見聴取 ○「滋賀県ICT推進戦略」の見直し	→	----->		768	情報政策課
3	IoT活用イノベーション創出支援事業	新たな需要を開拓し、経済循環を促進していくため、産業振興ビジョンに掲げる5つのイノベーションをテーマとして、県内中小企業等が行う新たなビジネスモデルの創出に向け、第4次産業革命の鍵を握るIoTに焦点を当て、これを活用した取組への助成を行う。	○県内中小企業等が行うIoTを活用したイノベーション創出につながる取組への助成 【目標】 支援件数 5件	→	----->		37,436	商工政策課
4	滋賀ウォーターバレー・水環境ビジネス推進事業	産学官民連携のプラットフォームである「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の活動を基盤として、高い成長が見込まれるアジア市場を重点にビジネスプロジェクトの創出・展開を図るため、県内企業が行う実現可能性調査や実証実験等を支援する。また、国内外の見本市への出展に加え、海外の水環境ビジネス企業の招聘を行うなど、販路開拓支援を強化する。	○県内外の水環境関連企業等が参画する「しが水環境ビジネス推進フォーラム」のプラットフォーム活動を推進。 ・広報活動 ・情報提供・収集活動 ○海外3箇所(ベトナム、台湾、中国)を重点に、プロジェクトチームの組成・運営 ○ビジネスプロジェクトの創出・展開 ・商機拡大等支援(国内外展示会への出展、海外企業の招聘) ・海外展開事業化モデル事業補助金 ○「滋賀ウォーターバレー」を担う人材育成を実施。 【目標】 ・水環境ビジネス関連の商談件数 1,000件(平成31年度累計)	→	----->		41,224	商工政策課
5	滋賀のクリエイティブ産業振興事業	クリエイティブ産業の振興と、これとの連携による幅広い産業の高付加価値化を図るため、一般社団法人滋賀クリエイティブ協会によるクリエイターの発掘・展開やネットワーク化の推進、異分野・他産業の事業者がクリエイターとの連携を推進するための助成等を実施する。	○クリエイター同士のネットワークを強化し、発掘・展開する取組や、クリエイターと事業者の連携を促進し産業振興につなげる取組を推進するため、補助事業を実施する。 ・クリエイティブ事業補助 ・クリエイティブ連携推進補助 【目標】 異分野・他産業の事業者とクリエイターの連携への助成 年2件以上	→	----->		2,636	商工政策課
6	中小企業振興資金貸付金(政策推進資金(成長産業育成枠))	成長産業分野の事業を営んでいる中小企業者等で事業の拡充を図るために必要な資金の貸し付けを行う。	○成長産業分野の事業を営んでいる中小企業者等で、当該分野においてさらなる事業の拡大を図る中小企業者等への必要な資金の貸し付け <対象事業分野> ・環境、エネルギー事業 ・防災対策事業 ・クリエイティブ事業 など7分野	→	----->		33,000	中小企業支援課

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
7	滋賀発成長産業発掘・育成事業	新たな成長分野を切り拓き滋賀の経済成長を牽引する滋賀発成長産業の発掘・育成に必要なハンズオン支援の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○県内理工系大学や第二創業を目指すモノづくり中小企業等からのビジネスシーズ発掘 ○メンタリング等による事業化プランのブラッシュアップ ○事業化プランの発表の場および大手企業等支援者に対する訴求機会としての事業化プランコンテストの開催 ○優秀なプランに対するハンズオン支援の機会提供 <p>【目標】 事業化プランコンテストへの選考件数 5件</p>	→	→	→	12,200	モノづくり 振興課
8	IoTイノベーション創出推進事業	地域課題の解決やIoTビジネスの創出を目指す多様な分野の関係者への情報提供と交流の場を提供することで、IoTの活用により現場の課題解決を図る新たなサービス・製品の創出と事業化を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○IoT活用セミナー・交流会の開催(3回程度) ○プロジェクト構築等に向けたマッチング・コーディネート <p>【目標】 ネットワーク参加プレイヤー 30機関</p>	→	→	→	1,075	モノづくり 振興課
9	びわ湖環境ビジネスメッセ開催事業	BtoBに特化した環境産業総合見本市を開催し、環境産業の育成・振興を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○びわ湖環境ビジネスメッセ2018の開催 [時期]平成30年10月17日～19日 [会場]長浜バイオ大学ドーム [出展規模]300企業・団体、500小間 [来場者数]35,000人 [会期中目標商談件数] 30,000件 	→	→	→	10,000	モノづくり 振興課
10	医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業	びわこ南部地域を中心に進む医学・理工系大学の知的資源と高度なものづくり基盤技術を有する製造業の集積を活かし、医工連携による研究開発プロジェクトの創出・事業化に向けた産学官連携基盤の充実強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○医工連携ものづくりネットワークの形成 ○産学官連携コーディネート ○医療機器開発人材育成 	→	→	→	4,530	モノづくり 振興課
11	中小企業の若手イノベーション人材創出事業	中小企業の若手設計者を対象に、異分野・異業種連携によるオープンイノベーションを推進し、商品企画・マーケティングなど事業全体をプロデュースできる人材を育成することで、新規事業の創出を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内製造業の若手設計者30名程度を対象に、オープンイノベーションを推進し、商品企画・マーケティングなど事業全体をプロデュースできる人材に育成していくためのプログラムを実施。 ・プログラムは5月～3月まで各月1回、年間11回実施。 <p>【目標】 プログラム参加者による他企業との協力関係構築件数 1件(H32末 累計10件)</p>	→	→	→	7,000	モノづくり 振興課
12	地域未来投資支援コーディネート事業	成長性の高い新たな分野に挑戦する取組(「地域未来投資」)が活発に展開されるよう、「成長ものづくり」や「第4次産業革命関連」分野を中心に、研究開発プロジェクトの創出・コーディネート支援機能の充実・強化により、地域経済牽引事業の創出と本県における「稼ぐ力」の好循環の実現を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ○セミナーを2回開催する。(参加者数 100名) ○プロジェクト検討・構築に係る協議体の設置(3件) 	→	→	→	16,992	モノづくり 振興課

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

イ 県民の安全および安心に配慮した事業活動の促進

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
13	「セーフドしが」の普及事業	国際標準のHACCPに適合する「滋賀県食品高度衛生管理認証(セーフドしが)」を推進し、県内事業者のHACCP導入を支援する。	○新規事業所の認証 【目標】 認証事業所数 175事業所(H30)	→	-----	→	320	生活衛生課
14	「おいしがうれしが」キャンペーン推進事業	「地産地消」を推進するため、「おいしがうれしが」キャンペーン推進店への登録の呼びかけ、情報発信等を行う。あわせて、生産者と推進店の連携をより強化するための食材交流会を開催する。	○「おいしがうれしが」キャンペーンの推進 ○「おいしがうれしが」キャンペーン事業者交流会の開催(1回) ○消費者への県産食材の魅力発信の強化 【目標】 県内推進店舗数累計 1,500店舗	→	-----	→	3,189	食のブランド推進課

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化(条例第8条第2項)

ウ 海外における円滑な事業の展開の促進

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
15	台南市政府と現地企業との経済交流に関する覚書に基づく事業の推進	台南市政府との覚書に基づく両地域におけるビジネス環境の整備ならびに聯奇開發股份有限公司との覚書に基づく滋賀県企業等との共同開発等の推進を図る。	○説明会、商談会等の協力や企業・団体等の紹介とマッチング機会の提供など	→	-----	→		商工政策課
16	海外展開総合支援事業	ジェットロ滋賀貿易情報センターと連携し、貿易や海外投資等に関する相談に対応するとともに、ASEAN地域を重点的に中小企業の海外事業展開を支援する。	○ジェットロ滋賀貿易情報センターの開設により、県内中小企業、生産者団体等の海外展開を図る。 【目標】 海外事業展開実現数 4件	→	-----	→	16,930	商工政策課
17	滋賀から世界へ！滋賀県海外展開トップランナー企業支援事業	ジェットロ滋賀貿易情報センターと連携して、県内中小企業のモデルとなりうる成功事例を創出し、本県経済を牽引しうる企業の支援を行うため、海外販路開拓に必要な経費の一部を助成する。	○①中小企業の海外見本市等への出展、②海外市場調査等の実施、③販売促進活動について、その一部を補助 【目標】 ・支援件数 4件	→	-----	→	4,000	商工政策課
18	海外展開技術支援事業	国際規格への対応への技術支援および信楽焼製品の開発支援をおこない、県内モノづくり企業の海外展開を支援する。	○国際規格対応のための支援体制の整備 ○信楽坪庭製品の製品開発、国内展示会への出展 【目標】 製品開発参加企業 2社	→	-----	→	2,004	モノづくり振興課 (工業技術総合センター)
19	FOOD BRAND OH！MI海外プロモーション事業	国内外における県産農畜水産物への関心を高め、生産者団体等の海外における事業展開の促進のため、アジア、北米でのプロモーションを行うとともに、事業者レベルに合わせた事業を展開する。	ミシガン州との友好記念イベント事業における北米でのプロモーション、アジア等での大型海外展示商談会出展、それらに対応した海外展開に取り組む事業者向け補助。 【目標】 新たに輸出に取り組む事業者数 15事業者	→	-----	→	10,269	食のブランド推進課
20	汚水処理分野における技術協力プロジェクト	中国湖南省へ下水道の技術援助と普及啓発を行うとともに、ベトナム国クアンニン省に対し技術協力を行うことにより、本県の汚水処理技術の継承発展と、本県企業による水環境ビジネスの展開に資する。	○現地調査 2回 ○ビジネスセミナー 1回	→	-----	→	2,000	下水道課

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

ア 中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
21	統計講演費	統計の有用性の理解や統計データを有意義に活用していただくことを目的に、県民等を対象に、講演会を開催する。	○内容 ・統計データの利活用に関する基調講演 ○年1回、県内会場(200人程度の会場) 【目標】 参加人数200人	→			413	統計課
22	統計相談費	統計データの理解・活用力の向上および統計分析等のスキルアップを目的に、県内の在住者・事業所および県内に通勤・通学している人を対象に、統計に関する各種相談を実施する。	○相談内容 ・統計調査の実施方法に関する相談 ・統計分析手法等についての相談 ・データ処理に関する相談 ・その他統計に関する相談 ○原則1か月に1回、1回3時間程度 【目標】 実施回数 年12回	→			473	統計課
23	滋賀マザーズジョブステーション事業	子育てをしながら再就職を希望する女性等を対象とし、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや一時保育の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介など、就労支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」を運営する。	○滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡 ○滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前 ○出張相談 【目標】 滋賀マザーズジョブステーションの相談件数 年間5,500件	→	→	→	49,825	女性活躍推進課 (子ども・青少年局)
24	ものづくり人材育成事業「滋賀ものづくり経営改善センター」	ものづくり企業に対し、「カイゼン」による生産性向上や経営基盤安定を図るため、「カイゼン」を学ぶスクール事業と「カイゼン」インストラクターを派遣する事業を実施する。また、県内に広く「カイゼン」の実践を波及させ、地域クラスター造成を図るため、ものづくり地域クラスター出前セミナー等の開催および技術定着を支援する取組を実施する。	○「カイゼン」を学ぶスクール、「カイゼン」指導を行えるインストラクター派遣事業を実施 ○出前セミナー、技術交流会の開催による普及活動の実施 【目標】 ・「カイゼン」スクール受講者 15人 ・インストラクター派遣によるカイゼン指導 10社	→	→	→	6,622	商工政策課
25	将来の知財人材育成支援事業	子どもたちのモノづくり活動を通して、くふう・創造する力を育てるため、創意工夫やモノづくりに関心の高い積極的な子どもたちに活動の機会を提供し、将来の技術人材を育成する。	ものづくり出前活動(レスキューロボットづくり教室)の実施 2回 【目標】 参加者数 80人	→	→	→	600	モノづくり振興課
26	省エネ・創エネ導入促進人材育成事業	高等技術専門校において、低燃費住宅の施工や住宅性能表示制度に沿った施工に関する訓練を実施し、省エネ・安全・安心な住宅施工のための人材の育成を行うとともに、再生可能エネルギーに関する知識・技能の習得・資格の取得に関する訓練コースを創設し、再生可能エネルギーの導入促進を支える人材の育成を行う。	○訓練用機器の整備 ○指導員の養成 ○高等技術専門校において再生可能エネルギーに関する知識・技能の習得のための訓練の実施 【目標】創エネ分野の人材の輩出 10人	→	→	→	822	労働雇用政策課
27	中小企業働き方改革推進事業	県内中小企業の働き方改革をさらに推進するため、企業の取組意欲向上につながる合同企業説明会や企業向け研修の実施、相談支援等を行うとともに、学生向けセミナーの開催等により働き方改革への理解を深め、関心を高める。	○働き方改革推進検討会議の開催 ○合同企業説明会の開催による人材確保支援 ○働き方改革実践研修の開催 ○ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員による企業への相談支援 ○学生等向けセミナーの開催 ○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録 ○取組企業紹介冊子作成・配布 【目標】滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(累計)930件	→	→	→	9,645	労働雇用政策課

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
28	若年者総合就業支援事業	若年求職者に対する就職相談、情報提供等の各種就職支援を行うヤングジョブセンター滋賀を運営する。	○ヤングジョブセンター滋賀の運営 ・相談員3名を配置 ・キャリアコンサルタント(1名)によるじっくり相談 ・就職面接会(3回)・相談会(1回)の開催 ・就職関連情報の提供 ○滋賀県ニート問題連絡会議の開催 ○「仕事応援ブック」の印刷・配布 【目標】おうみ若者未来サポートセンター利用者の就職率 60%	→	→	→	18,087	労働雇用政策課
29	若年者就労トータルサポート事業	おうみ若者未来サポートセンターを運営し、相談から就労までをワンストップで支援するとともに、県内外の若年求職者等のUIターン就職を含む県内就職を促進するため、県内企業等の魅力を発信するとともに、両者が出会う場を提供する。	○おうみ若者未来サポートセンターの運営 ・学生職業相談員2名を配置 ○地域就労サポートステーションの支援 ・就労困難者に対する臨床心理士のカウンセリング等の実施 ○ふるさと滋賀就職応援事業 ・UIターン就職コーディネーターの設置 ・県内外での合同企業説明会等の開催 ○滋賀の”三方よし”若者未来塾 ・人材育成研修の実施 ○若年人材確保・就職支援拠点の機能強化調査 【目標】おうみ若者未来サポートセンター利用者の就職率 60%	→	→	→	25,825	労働雇用政策課
30	チャレンジTWORK運動推進事業	県内企業による主体的な障害者雇用の取組を促進するため、優良事業所等の表彰や就職面接会の開催を行うとともに、平成30年4月の法定雇用率引き上げに対応するため、地域で障害者雇用を支える仕組みづくりを推進する。	○障害者雇用優良事業所等知事表彰 ○障害者就職面接会の開催 ○障害者雇用啓発リーフレットの作成 ○中小企業等障害者雇用促進事業 ①障害者雇用研修会 ②障害者雇用企業情報交換会 ③障害や雇用先進企業視察 ④障害者と事業者のマッチング ⑤その他障害者雇用に資する事業 【目標】県内中小企業に雇用されている障害者数 1,700人	→	→	→	2,106	労働雇用政策課
31	産業人材育成・確保のグッドジョブプロジェクト事業	県内企業および農業法人等の人材確保を図るため、インターンシップの推進等により、学生の職業観の醸成や県内企業等の理解を促進することで、県内企業等への就職者の増加や就職におけるミスマッチの解消を図る。	○インターンシップ推進業務 ○企業の採用活動に関する相談業務 ○企業PR冊子の作成 ○企業情報サイト「WORKしが」による情報発信 【目標】 インターンシップマッチング成立数 80人	→	→	→	22,149	労働雇用政策課
32	働くなら滋賀！人材育成助成事業	県内中小企業における採用後の人材育成教育訓練の充実を促進し、大学卒業予定者をはじめとする若年求職者が、働くなら滋賀の企業へと感じるにつなげていくために、採用後3年以内の従業員に対して行う人材育成に必要な経費に対して助成を行う。	○人材育成に係る研修受講料等の経費助成 【目標】 助成金を活用した研修の受講者数 100人	→	→	→	7,630	労働雇用政策課
33	職業訓練事業費	在職労働者等を対象に、技能および知識の向上のための職業訓練を実施する。	○機械、溶接、電気・電子、建築、制御等の各分野についての、2～4日間程度の訓練(技能向上セミナー)を実施 【目標】定員充足率 80%	→	→	→	5,195	労働雇用政策課
34	職業能力開発振興事業費	事業内認定職業訓練をはじめとする民間の職業能力開発の振興を図るとともに、技能水準の向上と技能労働者の社会的地位の向上を図るため、技能検定の普及を促進する。	○中小企業の事業主団体等が運営する認定職業能力開発施設への助成 ○滋賀県職業能力開発協会が実施する労働者の技能向上のための技能検定への補助	→	→	→	78,598	労働雇用政策課
35	中小企業人材育成促進事業	中小企業人材育成プランナーを配置し、人材育成に関する相談・援助、研修会の企画・実施、人材バンクの運用等を行うことにより、中小企業の人材育成を支援する。	○人材育成に関する相談・援助、情報提供 ○研修会等の企画・実施 ○人材バンクの運用 【目標】 研修会の受講者数 100人	→	→	→	3,350	労働雇用政策課
36	滋賀のイクボス養成講座開催事業	部下の育児等を積極的に応援しながら仕事での成果もあげる上司「イクボス」を増やすためのセミナーを開催するとともに、先進企業を中心とする研究会を実施する。	○講演会 × 1回 ○養成研修 × 1回 ○研究会 × 3回	→	→	→	1,013	女性活躍推進課

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
37	働く場における女性活躍推進事業	企業における女性の活躍を推進するため、経営者、働く女性のそれぞれの対象に働きかけるセミナーを開催する。	○働く女性のモチベーションアップセミナー ○働く女性のキャリアアップセミナー ○女性管理職のためのステップアップセミナー ○育休後のハッピー・キャリア・カフェ 【目標】 働く女性を対象としたセミナーへの参加者数 120人	→	-----	→	1,498	女性活躍推進課
38	女性活躍応援情報誌作成事業	県内の中小企業等において活躍する女性や活躍を後押しする企業の取り組みなどを掲載した冊子を作成し、県内企業等に配布する。	○A4版、20ページ、カラー刷り、10,000部発行	→			2,000	女性活躍推進課
39	地域を支える建設産業魅力アップ事業	建設産業の担い手確保・育成のため、官民が一体となって魅力発信、イメージアップを図る事業を展開することにより、建設産業を活性化させ、活力ある県土づくり、安全・安心社会の実現をめざす。	○魅力発信事業 「滋賀けんせつみらいフェスタ2018」の開催 ものづくり体験、現場見学会の実施 ○広報誌の作成 ○セミナー、研修会の開催 【目標】 滋賀けんせつみらいフェスタの開催 年1回	→	-----	→	6,600	監理課
40	高等学校教育設備の整備(産業教育設備)	県立高等学校の職業を主とする専門学科等で必要とされる備品等を整備し、産業教育の振興を図る。	○生徒の実習授業等に必要な備品のうち、老朽化が激しく整備から年数が経過した備品を中心に更新を行うとともに、時代のニーズに応じた未整備の備品を優先的に整備	→	-----	→	34,428	教育総務課
41	職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業	企業の知見を積極的に学校現場に取り込み、授業改善等を進めるとともに、「しがごと検定」の実施や「しがごと応援団」(特別支援学校の職業教育を応援する企業の登録制度)の運営、就労アドバイザーによる実習先・就職先の開拓等に取り組む。	○企業の知見を生かした授業改善の推進 ○「しがごと検定」の実施(5種目・2回) ○就労アドバイザーの配置(2名) ○「しがごと応援団」の運営 ○社会的・職業的自立に向けた教育課程の研究 【目標】 ・県立特別支援学校高等部卒業生の就職率28%以上 ・県立特別支援学校高等部卒業生の就職実現率 90%以上	→	-----	→	8,687	特別支援教育課
42	中学生チャレンジウィーク事業	子どもたちの勤労観・職業観をはぐくみ、自らの将来の生き方を見出ししていく力を養うため、中学2年生に対し5日間の職業体験を実施する。	○中学生が地域の事業所等に出向き仕事に触れることにより、働くことの意義、仕事のやりがいや苦労など、社会人としての生き方を学ぶプログラムの実施 【目標】 実施校 全公立中学校	→	-----	→	801	幼小中教育課
43	高等学校産業人材育成プロジェクト事業	産業界との連携をすすめることで、変化の激しい社会に柔軟かつ力強く対応できる滋賀の産業を支える職業人の育成を図る。	○インターンシップの実施や滋賀の企業の魅力を理解させる取組を行うことで、将来の仕事に対する意識の向上を図る。 【目標】 高校生の県内就職率90%以上	→	-----	→	7,800	高校教育課
44	次代を担う生徒のキャリア教育推進事業	中学校での職場体験の経験を高校で継承させるとともに、課題解決型のインターンシップや起業体験などさらに発展した取組を行い、職業観や勤労観の育成を図る。	○「キャリアプランニング」「課題解決実習」「起業家精神育成」の3つの柱で取り組みながら、社会人・職業人として自立し、時代の変化に力強く、柔軟に対応できる力の育成を図る。 【目標】 高校在学中に、課題解決実習など、企業や地域と連携した体験活動に取り組む生徒の割合を35%にする。	→	-----	→	6,900	高校教育課

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

イ 中小企業の経営の安定および向上

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
45	省エネルギー推進加速事業	中小企業者等による省エネ・節電の取組を促進するため、専門家による省エネ診断の実施や省エネ設備の整備に対して支援する。	○滋賀県産業支援プラザが実施するエネルギー診断の専門家派遣にかかる経費を補助 ○中小企業者等が実施する省エネ設備の導入にかかる経費の一部を補助 【目標】 県内における電力消費削減量 △3.6億kWh (H27比)	→	-----	→	40,926	エネルギー政策課
46	分散型エネルギーシステム導入加速事業	中小企業者等による再生可能エネルギー等の導入を促進するため、設備の導入に対して支援する。	○中小企業者等が実施する再生可能エネルギー設備等の導入にかかる経費の一部を補助 【目標】 県内の分散型エネルギーシステム(発電・天然ガスコジェネ)導入容量 81.8万kW	→	-----	→	18,328	エネルギー政策課
47	【産業振興総合支援推進事業】 (公財)滋賀県産業支援プラザの支援体制の強化等	本県の中小企業支援の中核的なセンターとして、新事業の創出や経営革新などの支援を行う(公財)滋賀県産業支援プラザについて、必要な体制を引き続き整備する。	○(公財)滋賀県産業支援プラザの体制の整備への補助の実施 ・管理運営の実施 ・経済分析 ・情報収集、発信	→	-----	→	222,766	商工政策課
48	プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	中小企業の事業革新に必要となるプロフェッショナル人材の採用を支援する拠点を運営するとともに、県外でのマッチング会の開催等を通じて、大都市圏や大手企業等から県内中小企業への人材還流を促進する。 また、事業承継に向けた後継者人材の確保を支援するため、必要となる人材の雇入れに係る経費の一部を助成する。	○中小企業経営者との面談による相談および人材採用に関する支援。 ○県内企業向けセミナー開催(1回) ○県外マッチングイベント開催(2回) ○プロ人材確保助成金(後継者確保) 【目標】 中小企業経営者との面談による相談件数 200件、プロフェッショナル人材の雇入れ人数 15人	→	-----	→	33,000	商工政策課
49	事業継続計画策定支援事業	「中小企業事業継続計画(BCP)策定運用の手引き」を活用し県内中小企業の事業継続計画(BCP)策定を促進する。	○県内中小企業・小規模事業者のBCP策定を促進するため、 ①商工団体等支援機関の職員のBCP策定支援の一助とするとともに、県内の中小企業・小規模事業者のBCP策定につなげるため、県で作成した「事業継続計画策定の手引き」を活用し、両者を対象とした研修会を開催 ②BCPを策定、運用する上で課題を抱える企業に対する個別相談会の場を設け、より実効性のあるBCPの策定、運用を支援 【目標】 ・研修を修了した企業等4社がBCP策定	→	-----	→	815	中小企業支援課
50	中小企業振興資金貸付金 (経営支援資金、セーフティネット資金等)	中小企業者等の金融の円滑化、経営の安定、経営体質の改善に必要な資金の貸し付けを行う。	○県内金融機関への預託により融資を実施 ・経営支援資金 ・セーフティネット資金 ・政策推進資金 ・短期事業資金 ・緊急経済対策資金 ・市町小規模企業小口簡易資金	→	-----	→	8,113,000	中小企業支援課
51	中小企業振興資金保証料軽減補助事業	中小企業振興資金貸付金の一部資金において、中小企業者等の保証料負担の軽減を図るため保証料の引下げを行う。	○以下の中小企業振興資金貸付金に係る保証料について、補助金を交付 ・経営支援資金小規模企業者特別枠 ・政策推進資金 省エネ・再生可能エネルギー枠 経営力強化枠 新事業促進枠(事業承継分) ・緊急経済対策資金 ・開業資金 (創業サポート枠、女性創業枠) ・市町小規模企業者小口簡易資金	→	-----	→	165,101	中小企業支援課
52	県中小企業支援センター事業	(公財)滋賀県産業支援プラザに設置している県中小企業支援センターが、中小企業者等の経営資源の強化・促進のために行う事業に要する経費に対して助成する。	○県中小企業支援センター事業への補助 ・プロジェクトマネージャー・サブマネージャーの設置 ・窓口相談員の設置 ・専門家派遣事業の実施 ・情報化支援セミナーの開催	→	-----	→	11,083	中小企業支援課

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
53	小規模事業経営支援 事業費補助金	商工会、商工会議所および商工会連合会 が小規模事業者のために行う経営改善普 及事業等に要する経費に対して助成する。	○商工会等の経営改善普及事業等への補 助 ・金融、税務、経理、販売管理、労務、技 術の改善、その他経営に関する指導、斡旋等 ・小規模事業者の経営の改善発達に資する 地域の活性化又は商工業の振興に関する事 業の実施、協力および指導 ・経営、技術、各種制度等に関する情報ま たは資料の収集および提供 ○商工会・商工会議所が行う経営発達支援 事業への支援・連携 【目標】 ・巡回指導件数:50,000件/年 ・相談指導件数:27,000件/年	→	→	→	1,490,005	中小企業 支援課
54	一般活動費補助金 (商工会連合会・商工 会議所連合会)	滋賀県商工会連合会および滋賀県商工 会議所連合会が行う一般活動事業に要す る経費に対して助成する。	○商工会連合会等の一般活動事業に対する 補助	→	→	→	20,220	中小企業 支援課
55	中小企業連携組織対 策事業費補助金	滋賀県中小企業団体中央会が中小企業 の組織化、育成および指導のために行う事 業に要する経費に対して助成する。	○県中小企業団体中央会事業に対する補 助 ・組合等の組織化推進 ・組合事業及び経営の指導、監査 ・組合に関する教育、情報の提供 ・調査研究等の指導事業 【目標】 ・巡回指導件数:900件/年 ・指導件数3,000件/年	→	→	→	103,462	中小企業 支援課
56	中小企業団体中央会 一般活動費補助金	滋賀県中小企業団体中央会が行う一般 活動事業に要する経費に対して助成する。	○県中小企業団体中央会の一般活動事業 に対する補助	→	→	→	10,871	中小企業 支援課
57	滋賀県事業承継ネット ワーク構築事業	県内中小企業の事業承継を促進するた め、各関係機関の参画のもと、滋賀県事 業承継ネットワークを構築するとともに、周 知・広報・意識醸成等を図る。	○地域事務局の決定 ○ネットワーク設立会議の開催 ○事業承継診断の実施、支援施策のパッケージ 化	→	→	→		中小企業 支援課
58	中小企業振興資金貸 付金(政策推進資金 (事業承継枠))	事業承継を行うことにより、その経営の相当 程度の向上を図るために必要な資金の貸し 付けを行う。	○事業承継に必要な資金の貸し付け	→	→	→	56,000	中小企業 支援課
59	下請企業振興事業費 補助金	下請中小企業の経営の安定化と振興を図 るため、下請取引の斡旋に係る企業情報 の収集・提供の取組を支援する。	○専門調査員による下請企業等からの受発 注情報の収集 【目標】 あっせん紹介件数 500件	→	→	→	4,396	モノづくり 振興課

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

ウ 中小企業の創業および新たな事業の創出の促進

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
60	【産業振興総合支援推進事業】 コラボしが21インキュベーション	(公財)滋賀県産業支援プラザによる、創業オフィスおよび創業準備オフィスにおける県内で創業を目指す者への施設貸与や事業計画書作成支援等に助成する。	○コラボしが21インキュベーションの運営への補助	→	-----	→	1,593	商工政策課
61	滋賀発創業・新事業促進事業	県内における創業・起業の気運醸成と起業家の発掘、新事業展開を促進するため、ビジネスプランコンテストを行うとともに、県内での事業化による地域経済の活性化につなげる。	○ビジネスプランコンテスト開催 県内において、創業・新事業を目指す方を対象に有望なビジネスプランを募集・表彰することにより、滋賀発の創業・新事業の掘り起こしを行う。 【目標】コンテストへの応募件数 100件以上	→	-----	→	9,699	中小企業支援課
62	地と知をつむぐビジネスデザイン構築事業 (SOHO型ビジネス支援事業)	創業まもない小規模な事業者の活動支援とネットワーク形成の促進を図るため、草津および米原に設置するSOHOビジネスオフィスの運営等を行うとともに、入居者に対する相談・指導等、起業家の発掘から育成までを一体的に推進する。	○草津SOHOビジネスオフィス(20室)の運営 ○米原SOHOビジネスオフィス(10室)の運営 【目標】 事業拡大事業者数 89者 (H14からの累計(H28末時点で84者))	→	-----	→	38,806	中小企業支援課
63	しがインキュベーション施設入退居者販路開拓支援補助金	創業・新事業に取り組んでいる県内インキュベーション施設入退居者に対して展示会等への出展費用の一部を補助することにより、販路開拓支援を実施し、事業の成長促進を図る。	○県内インキュベーション施設入退居者に対する展示会等出展経費の補助 【目標】 補助事業の販路拡大達成率 90%	→	-----	→	3,052	中小企業支援課
64	中小企業経営革新支援事業	中小企業の新事業を促進するため、「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画の承認および外部専門家による指導・助言を行うとともに、商品化、販路開拓等に要する経費の一部を助成する。	○経営革新計画承認審査会の開催 ○補助事業の実施 ・市場化ステージ支援事業補助金による支援 ○経営革新計画フォローアップ調査の実施 ○経営革新計画制度周知パンフレット作成 【目標】 承認件数 30件	→	-----	→	14,969	中小企業支援課
65	小規模事業者新事業スタートアップ支援事業	小規模事業者の成長・発展と県経済の活性化を図るとともに、中小企業等経営強化法に規定する経営革新計画策定へのさらなる発展の意欲を高めることを目的に、小規模事業者が策定する新たな取組(新商品市場化・販路開拓事業)に関する計画の実現に必要な経費の一部を助成する。	○補助事業の実施 ・小規模事業者新事業スタートアップ支援補助金による支援 【目標】 新商品市場化または販路開拓が進んだと感じた割合 80%	→	-----	→	3,000	中小企業支援課
66	しが新事業応援ファンド	地域ブランド力の強化や地域経済の活性化を図るため、県、金融機関等が(公財)滋賀県産業支援プラザに貸し付けたファンド資金を活用し、地域資源を活用して新しい商品やサービスの開発に取り組む中小企業等を支援する。	○地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発を図る、調査研究などの企画検討の取組や研究開発、試作開発、販路開拓などの取組に対し補助	→				中小企業支援課
67	中小企業振興資金貸付金 (政策推進資金(新事業促進枠))	新商品の開発または生産、新役務の開発または提供、商品の新たな生産または販売方式の導入その他新たな事業活動、および事業の多角化や事業分野への進出を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るために必要な資金の貸し付けを行う。	○中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けて、その計画を実施する中小企業者への必要な資金の貸し付け ○中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けて、その計画を実施する中小企業者への必要な資金の貸し付け ○滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定を受けて、その計画を実施する中小企業者等への必要な資金の貸し付け ○事業の多角化や新たな事業分野への進出を行う中小企業者等への必要な資金の貸し付け ○事業基盤を県内に維持しつつ、海外で事業を展開しようとする中小企業者等への必要な資金の貸し付け	→	-----	→	98,000	中小企業支援課
68	中小企業振興資金貸付金 (開業資金)	県内で新たに事業を始めるために必要な資金の貸し付けを行う。	○事業を営んでいない個人等であって、新たに開業しようとするもの、または開業後5年以内の者への必要な資金の貸し付け ○女性の創業に必要な資金の貸し付け	→	-----	→	596,000	中小企業支援課

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
69	知的所有権活用促進事業	モノづくり企業、大学、研究機関等の有する優れた製品や技術に関する知的財産について、産学官や企業間の交流・マッチングを促進し、県内中小企業による新製品の開発や新事業の創出、既存製品の高付加価値化等を支援する。	○知財ビジネスマッチング会の開催 ○開放特許シーズ集の整備・活用 【目標】特許実施許諾件数 4件	→	→	→	534	モノづくり振興課
70	産業育成のための情報基盤整備事業	県内中小企業が必要とする技術・工学分野、産業分野・ビジネス関連等の図書を整備し、こうした図書・情報を着実に提供できる仕組みを通じて、中小企業の創業および経営の改善や新たな事業の創出を支援する。	○技術・工学分野および産業分野・ビジネス関連図書等の整備 ○整備図書の特設展示および事業者向けセミナー等での出張展示による情報提供 【目標】「技術・工学分野図書」および「産業分野・ビジネス関連図書」の貸出回数対前年度比 102%以上	→	→	→	3,000	生涯学習課(県立図書館)

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

工 中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
71	滋賀県リサイクル製品認定事業	県内で発生する循環資源を利用し、主に県内事業所で製造加工された製品について、「滋賀県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の普及促進を図る。	○リサイクル製品募集 ○県ホームページでの公表およびパンフレット配布によるリサイクル認定製品の周知 ○県内外の展示会への出展により周知 【目標】 ・滋賀県リサイクル認定製品数200製品以上を維持	→	→	→	1,283	循環社会推進課
72	滋賀の感性を伝える「ココクール」事業	滋賀らしい魅力をもつ商品やサービスの発展と販路開拓を促進するとともに、滋賀のブランド価値の向上を図るため、「ココクールマザーレイク・セレクション」の選定と、その広報を行う。	○ココクール マザーレイク・セレクションの選定 ○ホームページ、SNS、雑誌広告等による発信 ○イベントへの出展 【目標】 「ココクール」Facebookにおける「いいね」件数(累計)9,000件	→	→	→	3,231	商工政策課
73	体感型「ココクール」魅力発信事業	「ここ滋賀」と連携した「ココクール」の体験型イベントを開催する。また、「ココクール」ウェブサイトに掲載する動画等を制作し、リアルとネットでの情報発信を複合的に実施することで、滋賀のファン開拓および滋賀への誘客につなげる。	○「ココクール」体験型イベントの実施 ○プロモーション動画等による効果的な発信 【目標】 「ココクール」ウェブサイトのページビュー数(累計)85,000PV	→	→	→	5,730	商工政策課
74	新商品等パイオニア認定制度トライアル発注事業	中小企業による新商品等開発への取組を支援するため、滋賀県新商品等パイオニア認定制度で認定した新商品等を県がトライアル発注する。	○滋賀県新商品等パイオニア認定制度による新商品等の認定 ○県による認定商品等のトライアル発注の実施	→	→	→	500	中小企業支援課
75	ちゃばら「滋賀県コーナー」管理運営事業	滋賀の食やモノをはじめとする魅力を県外に向けて発信していくためには、情報・人・モノが集中する首都圏における発信が重要であり、平成27年9月、秋葉原の食の商業施設「ちゃばら」にある「日本百貨店しよひんかん」に、県産品の販売コーナーを開設した。「ちゃばら滋賀県コーナー」を運営することで、首都圏における事業者のテスト販売拠点、また、県産品の消費動向を把握するとともに、成果・課題を検証することで首都圏における新拠点のマーケットの運営に活かす。	○販路開拓支援 出品事業者が行う直接販売や委託販売等によるマーケティング活動の支援や商品についての助言・指導など ○プロモーション活動 本コーナーへの誘客および販売促進を図るため、ワークショップ等の企画イベントや他店舗を活用したプロモーション活動の実施	→	→	→	8,527	観光交流局

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

ア ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
76	伝統的工芸品月間等参加事業	県内の伝統的工芸品の振興を図るため、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が主催する全国規模の事業に参加する。	○伝統的工芸品月間事業への参加 ○全国伝統的工芸品展WAZAへの参加	→	→	→	3,043	中小企業支援課
77	伝統の技と美「滋賀の匠展」開催事業	県および国指定の伝統的工芸品の価値を広く県民に伝えるとともに販売を促進するため、展示をメインとして、実演や体験等を内容とした展示会を開催する。	○展示会の開催 【目標】 開催期間中の入場者数 3,000人	→	→	→	1,973	中小企業支援課
78	伝統的工芸品新商品開発等支援事業	伝統的工芸品の振興のため、必要なノウハウ等を有する者を伝統的工芸品製造業者に派遣して、市場ニーズに応じた商品開発等の促進を図る。	○伝統的工芸品に関する新商品の開発等 【目標】 参加事業者の中で「新商品開発等を通して今後に期待が持たれた」と回答した割合 65%	→	→	→	3,273	中小企業支援課
79	来て、見て、ふれ「メイド・イン滋賀」魅力発信・体感事業	県の指定する伝統的工芸品の持つ技術や魅力を消費者等に広く発信するため、プロモーション映像を制作する。	○「滋賀の伝統的工芸品」プロモーション映像の制作 県指定伝統的工芸品6事業者を予定	→	→	→	1,900	中小企業支援課
		県が新たに整備する首都圏情報発信拠点等において、本県の地場産業や伝統的工芸品の魅力を消費者等に発信し、体感いただくことで、県産品の消費拡大や本県への来訪者の拡大を図る。	○首都圏において、地場産業に関する展示会や実演会等を実施 【目標】 来場者数 2,200人	→	→	→	4,070	モノづくり振興課
80	ちいさなものづくり企業等成長促進事業	ものづくりに携わる中小企業・小規模事業者が必要とする情報収集や、受注体制についての取組、自社分析について支援を実施することで、企業の自立的・持続的な成長を促す。	○自社分析の支援 ○受注体制の強化支援 ○販路開拓、調達情報収集支援 【目標】 ・企業情報シート(県版知的資産経営報告書)の作成支援 10件 ・発注元への受注側企業紹介数 30件 ・商談会への受注側参加企業数延べ 100社	→	→	→	8,300	モノづくり振興課
81	近江技術てんびん棒事業	県内企業のビジネスチャンスの拡大を図り、事業化を促進するため、県内企業の持つ優れた技術を、県内外大手企業に対して直接かつ具体的に提案(売り込み)する展示商談会等を開催する。	○経済団体と連携した、大手メーカーに対する展示商談会を開催 【目標】 情報交換件数(試作、見積依頼、名刺交換等) 300件	→	→	→	771	モノづくり振興課
82	プロジェクトチャレンジ支援事業	中小企業者等が新製品や新技術開発を活発化し新事業につなげられるよう、新プロジェクトを立案しチャレンジできる環境を整備する。	○企業のコア技術を活かした新事業へのチャレンジについて段階に応じた支援およびフォローアップの実施 ・プロジェクトチャレンジ支援事業費補助金 ・チャレンジ計画のフォローアップの支援 【目標】 チャレンジ計画認定件数 8件	→	→	→	44,058	モノづくり振興課
83	テクノファクトリーの運営	独創的な技術に基づき、研究開発の成果を利用して行われる新製品の試作ならびに製造に係る技術の開発および改良を支援することにより、県内における産業の振興を図るため、滋賀県立テクノファクトリーの運営を行う。	○テクノファクトリー工場棟等の提供 ○テクノファクトリー入居企業への支援 【目標】 入居率 85%以上	→	→	→	241	モノづくり振興課
84	地域ブランド戦略フォーラム事業	地場産業および地場産品等の認知度向上を図るため、産学官金ならびに生産から販売までの関係者、県下の全自治体を対象としたプラットフォームを形成する。	○フォーラムを2回開催する。 ○フォーラムへの参加総数 130名	→	→	→	770	モノづくり振興課

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
85	企業化支援棟推進費	県内企業の技術開発と産業の振興を目的に、技術開発室を貸し付けることにより独自技術の開発や新製品開発に積極的な事業者を育成支援する。	○企業化支援棟の電波暗室の運営 ○企業化支援棟に入居している企業の指導	→	-----	→	6,164	モノづくり 振興課 (工業技術総合センター)
86	工業技術総合センター試験研究指導費	技術開発や共同研究および県内企業への技術移転を加速的に進め、競争力の強化と新産業の創出を図るため、国等の外部資金の積極的な導入を図るとともに、中小企業等が各種の製品開発等を行う際を利用する試験研究機器の開放と技術支援の強化を図る。	○外部競争的資金導入型研究開発事業 経済産業省をはじめとする研究開発等に係る外部資金の獲得 ○ものづくり支援開放機器整備推進事業 企業ニーズに沿った開放用試験機器と技術支援の強化	→	-----	→	126,972	モノづくり 振興課 (工業技術総合センター)
87	高度モノづくり試作開発センター整備事業	生産性革命に資する3D計測・試作ラボ、性能評価ラボ等を備えた高度モノづくり試作開発センターを整備することで、県内製造業の国際競争力の強化、イノベーションの加速を図る。	○実験棟の改修によるラボの設置 ○試作開発に必要な機器の設置	→	-----	→	364,411	モノづくり 振興課 (工業技術総合センター)
88	東北部工業技術センター試験研究指導費	技術開発や共同研究および県内企業への技術移転を加速的に進め、競争力の強化と新産業の創出を図るため、国等の外部資金の積極的な導入を図るとともに、中小企業等が各種の製品開発等を行う際を利用する試験研究機器の開放と技術支援の強化を図る。	○外部競争的資金導入型研究開発事業 経済産業省をはじめとする研究開発等に係る外部資金の獲得、および県内企業との共同研究の推進 【目標】産学官連携共同研究数 25件 ○試験機器の整備・更新事業 企業ニーズに沿った開放用試験機器の整備と技術支援の強化 【目標】設備使用件数 4,500件	→	-----	→	133,228	モノづくり 振興課 (東北部工業技術センター)
89	滋賀の地域産業振興総合支援事業	本県の優れた地域資源である地場産業等の「稼ぐ力」を高め、地方創生の核となる新たな成長産業として育成するため、施策推進協議会の運営を行うとともに、地場産業および地域特産品の振興のための戦略的な取組を支援する。	○施策推進協議会の運営 ○滋賀県中小企業団体中央会が行う、ブランド構築やPRおよび新事業創出のための組合指導、研修等の支援 ○地場産業組合の国内外の販路開拓や後継者育成の支援 ○地域特産品組合の販路拡大、商品開発の支援と、組合間連携による取組支援 【目標】新商品開発等ブランド強化に取り組んだ組合数 12組合	→	-----	→	24,899	モノづくり 振興課
90	繊維地場産地の連携による新たな製品の開発とブランド力強化推進事業	繊維地場産業事業者の競争力強化と地場産品の普及による地域産業の振興を目的に、関係団体(大学、地域企業、市町など)との連携により、新たな地場産品の開発を促進させるとともに、県内外に対して産品の魅力や価値を発信して需要開拓を図る。	各産地の技術を活用した新たな地場産品の企画を行い、工業技術センターの設備を利用して生地試作を行う。さらに、県民や県内学生などの協力によりデザイン考案を行い、これを付加した製品生地の試作を行う。 【目標】新商品(生地)開発件数…各地場産品 2製品(×3産地)・産地連携製品 3製品	→	-----	→	2,094	モノづくり 振興課 (東北部工業技術センター)
91	彦根バルブの高度化・効率化支援事業	本県の地場産業である彦根バルブ産業における鑄造技術の高度化・高効率化を支援するため、鑄造データの蓄積、鑄造方法の検討から鑄造品の評価までの工程を一貫して行える環境を構築するとともに、講習会の開催により人材の育成を進め、関連企業の速やかな競争力強化を行う。	○企業向け開放機器として簡易鑄造システム、鑄造シミュレーションシステム、鑄造品分析装置の導入による、支援環境の構築 ○機器利用講習会、鑄造技術講習会等講習会、セミナーの開催 【目標】 ○関連機器利用件数 延べ30件 ○講習会セミナーの参加者数 延べ80名	→	-----	→	40,123	モノづくり 振興課 (東北部工業技術センター)
92	「Made in SHIGA」企業立地助成金	滋賀県経済の発展に必要な企業の戦略的な誘致や、県内で操業中の企業のさらなる設備投資を促進するため、本社機能、研究開発拠点、マザー工場などの新規立地や県内工場の増設に対し、その費用の一部を助成する。	○大型案件 限度額10億円以内 (投下固定資産額の5%以内) ○一般案件 限度額1億円以内 (投下固定資産額の5%以内) 重点地域等に立地の場合 1億5千万円以内 (投下固定資産額の10%以内) ※対象分野、雇用や最低投下固定資産額等の要件あり。 【目標】 設備投資額30億円以上の本社機能、研究開発拠点、マザー工場の新設、増設件数4件	→	-----	→	321,553	企業誘致 推進室

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
93	近江の地酒普及促進事業	近江の地酒の魅力を県内外に発信し、県内においては地酒への愛着と誇りを醸成するとともに、県内外での消費拡大を図るため、主として滋賀県酒造組合、(公社)びわこビクターズビューローへの補助を通じて、一般消費者、宿泊施設・飲食店それぞれを対象とした地酒の普及や酒蔵ツーリズムの促進に資する事業等を実施する。	<p>○滋賀県酒造組合が開催する以下の開催経費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春の新酒さき酒会 <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「春の新酒さき酒会」来場者数 1,500人 <p>○(公社)びわこビクターズビューローが実施する以下の事業費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒蔵めぐり促進事業(近江の地酒版パ酒ポート事業) <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パ酒ポート販売数量 5,000部 <p>○近江の地酒PR資料として、2次利用可能な写真素材をはじめ、ポスターや店頭啓発資料などの広報物を作成する。</p>	→	→	→	4,222	観光交流局

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

イ 小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
94	にぎわいのまちづくり総合支援事業	商店街等が行う、地域の特性を活かした商店街の魅力向上や地域のふれあい創出、空き店舗対策などの取組により、地域社会が抱える課題の解決や商店街等のにぎわいを創出しようとする事業を支援する。	<p>○商店街等に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい創出推進事業 <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 来街者数等の目標を達成した商店街の割合 65% 	→	→	→	10,000	中小企業支援課
95	商店街等空き店舗活用マッチング支援事業	創業支援情報など開業に役立つ情報も掲載した、しが空き店舗情報サイト「AKINAIしが」の効果的な運用により、商店街の空き店舗の有効活用と小規模事業者の創業を促進する。	<p>○「AKINAIしが」の運用、周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗情報の収集・登録・提供 ・ウェブサイトを活用した空き店舗所有者・管理者と出店事業者のマッチング ・創業支援情報の提供 <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「AKINAIしが」によるマッチング件数 28件 	→	→	→	925	中小企業支援課
96	きらり輝く個店★企業応援事業	県内の個店・企業や商店街の活性化を図るため、魅力的な商品やサービスを展開している個店や商店街などの取組等をWebで動画配信する。	<p>○県民から推薦を得た個店・企業の動画の制作・発信を行う。</p> <p>○市町から推薦を得た商店街の動画の制作・発信を行う。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業対象者で来客が増えたと感じた割合60%以上 	→	→	→	7,238	中小企業支援課

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

ウ 観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
97	滋賀・びわ湖ブランド推進事業	情報発信拠点「ここ滋賀」の運営を通して、滋賀の魅力を体感してもらい、滋賀への誘引につなげる。併せて首都圏での滋賀ファンの裾野拡大と営業活動の強化等を行う。	○滋賀の魅力を継続的に発信するための情報発信拠点「ここ滋賀」を運営 ○情報発信拠点を核とした各種事業の展開 ○首都圏での滋賀ファンの裾野拡大と営業活動強化に向けた事業の展開 【目標】 情報発信拠点来館者 40.5万人	→	→	→	213,589	広報課
98	県域無料Wi-Fi整備促進事業	観光・商業の振興、災害対策等に有効となる無料Wi-Fi環境の県内における整備の促進および利便性の向上を図る。	○無料Wi-Fi整備促進協議会の運営 ○県立施設無料Wi-Fi整備事業 ○滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助 【目標】 取組計画に基づき整備促進	→	→	→	8,059	情報政策課
99	ピワイチ観光推進事業	「ピワイチ」を安心・安全に、多様な人々が楽しめるコンテンツとして確立させるとともに、琵琶湖を中心に県内全体に広がる多様な資源を活かして県内全域への自転車による周遊観光を推進することを通じて、国内外からの来訪促進をはかり、地域活性化へつなげる。	①ピワイチ観光推進事業 ○広報媒体による情報発信(ゼロ予算) ○イベント出展による情報発信 ○海外への発信(ファム、セールス) ○事業者ピワイチ体験会の開催(ゼロ予算) ○ピワイチウォーキングの推進 ②サイクルツーリズム推進事業 ○アプリを活用したピワイチ推進 ○おもてなし力向上研修会(サイクルサポートステーション) ○サイクルツアーガイドの養成 ○ピワイチリーフレットの制作 ○映像による情報発信 ○ピワイチプラス発信による内陸部への誘客 ○事業者研究会・意見交換会 【目標】 ・自転車でびわ湖を一周(ピワイチ)するサイクリスト数 120,000人	→	→	→	19,817	観光交流局
100	観光まちづくり推進事業	県内各市町や観光関連団体、観光事業者、住民など、多様な主体が参加、連携し、観光をキーにまちづくりに取り組み、観光振興のレベルアップと地域の活性化を目指す。	○観光まちづくりに向けた合意形成、支援体制構築 ○県内DMO展開加速化支援 ○観光まちづくりの報告会の実施 ○観光まちづくり補助金の交付 【目標】 観光まちづくりに向けた合意形成地域数 3件 県内DMO展開加速化支援 1件	→	→	→	15,750	観光交流局
101	観光物産振興事業負担金(観光物産情報発信事業等)	(公社)びわこビジターズビューローが実施する観光・物産振興事業に対して負担金を拠出する。	○下記の事業に対し、負担金を拠出 ・観光物産情報発信事業 ・教育旅行誘致事業 ・コンベンション招致事業 ・物産振興事業 ・首都圏観光営業推進事業 など 【目標】 滋賀県観光情報ホームページへのアクセス件数 620万件	→	→	→	75,714	観光交流局
102	地域活性化支援事業	県内各地域観光振興協議会等の行う観光活性化およびJR等の駅を利用した交通2次アクセスの利便性の向上のための事業を支援し、誘客を図る。	○地域が行う広域的な観光活性化事業に対する補助 ○駅等を拠点とした観光地ルートの設定と、来訪者への利便性向上のために2次交通アクセスの整備を図る事業に対する補助 【目標】 支援件数 25件	→	→	→	14,000	観光交流局

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

工 その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
103	滋賀県産業廃棄物減量化支援事業	産業廃棄物の減量化および資源化を促進するため、民間事業者が行う施設整備や、研究開発、販路開拓のための経費に対して支援を行う。	○産業廃棄物の減量化および資源化を促進するため、民間事業者が行う施設整備や研究開発、販路開拓のための経費に対する支援 【目標】 研究開発または施設整備で1件、販路開拓で1件	→	→	→	15,090	循環社会推進課
104	森の資源研究開発事業費補助金	森林資源を利用した製品の開発に対して支援する。	○木材乾燥、木材加工および木質バイオマスに関する製品開発・商品化への補助 【目標】県産材利用のための研究開発件数 平成18年度～平成32年度累計 45件	→	→	→	5,000	森林政策課
105	滋賀の魅力ある力強い卸売市場づくり事業	卸売市場における経営戦略の策定、卸売市場等が連携して実施する卸売市場間の連携促進、産地と実需者等を結ぶ活動、卸売市場に対する社会的要請への対応にかかる活動に対して支援を行い、市場経営の体質強化、取扱数量の拡大等による卸売市場の活性化を図る。	○研修会・事例調査等の実施、県産農水産物等のPR活動などに要する経費への補助 【目標】各卸売市場における経営戦略の策定(青果物・水産物の拠点4市場)	→	→	→	750	食のブランド推進課
106	近江牛魅力発信事業	近江牛の地理的表示(GI)保護制度登録を機にさらなるブランド力の向上を図るため東京や訪日外国人に向けて近江牛の魅力を発信する。	○近江牛生産者の思いや豊かな自然環境、近江牛のGI登録を消費者に訴求するためのPRコンテンツの製作 ○オンライン旅行予約サイトでの近江牛特集ページの開設、運用 【目標】近江牛の指定店舗数 292店舗	→	→	→	5,057	畜産課
107	びわ湖のめぐみ魅力発信事業	びわ湖産魚介類について、その魅力や取り扱っている店舗の情報等を、ホームページ等でタイムリーに発信することで、県内外の消費者への訴求を図り、びわ湖産魚介類に関する商品やサービスの消費拡大を目指す。	・琵琶湖八珍を含むびわ湖産魚介類の魅力を県内外多くの消費者に伝えるため、WEBサイトや首都圏情報発信拠点「ここ滋賀」のほか、びわ湖産魚介類を扱う事業者が活用できるびわ湖のめぐみを紹介する映像を作成。 ・びわ湖のめぐみについて、それぞれの旬や取り扱っている店舗、イベント等の情報等を、WEBサイトやFacebook等でタイムリーに発信することで、消費者へ訴求するとともに、びわ湖産魚介類を扱う事業者のさらなる参画を促す。 【目標】びわ湖産魚介類を活用する事業者数(フェア参加事業者・琵琶湖八珍マイスター) 180店舗	→	→	→	1,827	水産課
108	「びわ湖のめぐみ」おもてなし食堂事業	琵琶湖とともにびわ湖のめぐみとしてのびわ湖産魚介類を楽しむことのできる「びわ湖のめぐみ」おもてなし食堂を展開し、琵琶湖八珍をはじめとするびわ湖で育まれた魚介類の魅力を多くの消費者に伝える。	地域に根差した“おもてなし食堂(琵琶湖八珍など、びわ湖のさかなを提供する事業者)”から、びわ湖のめぐみを感じることでできるメニューを提供するフェアの実施。 【目標】びわ湖産魚介類を活用する事業者数(フェア参加事業者・琵琶湖八珍マイスター) 180店舗	→	→	→	6,912	水産課
109	建設産業適正化推進事業	相談・指導事業を実施し、建設業取引の適正化・関係法令遵守の徹底を図る。	○活性化推進員を設置し、建設業者等の相談や、建設企業への訪問指導・啓発を実施	→	→	→	2,730	監理課

(4) 中小企業者および関係団体等との有機的な連携の推進(条例第9条第1項)

番号	事業名	事業概要	平成30年度の具体的取組内容、目標	取組の予定			平成30年度 予算 (単位:千円)	担当課
				H30	H31	H32 以降		
110	国立環境研究所移転 関連事業	平成29年4月に設置された国立環境研究所琵琶湖分室と連携して、新たな水質管理手法、水草の適正管理、在来魚介類のぎわい回復に資する研究等を実施する。また、研究成果等を水環境ビジネスや琵琶湖漁業の活性化、琵琶湖の保全・再生につなげる産学官連携による取組を推進する。	○生態系に配慮した新たな水質管理手法に関する研究等の実施 ○「しが水環境ビジネス推進フォーラム 研究・技術分科会」において、ニーズとシーズのマッチングを進める	→	-----	→	134,338	環境政策課
111	伊藤忠商事株式会社との 連携協定	伊藤忠商事(株)のネットワーク等を活かし、中小企業、ベンチャー企業、研究機関等における新事業の創出を支援する。	○県内中小・ベンチャー企業や研究機関等のシーズを活用した事業化等支援 ○伊藤忠商事(株)からのニーズ提案による事業化支援	→	-----	→		商工政策課
112	滋賀県ちいさな企業 応援月間事業	“ちいさな企業”向け施策について周知等を図るため、10月の「滋賀県ちいさな企業応援月間」に関係機関と連携して情報発信やセミナーの開催を行う。	○「応援月間」事業一覧冊子の作成・配布 ○「応援月間」の広報 ○セミナー等の開催 【目標】 ・滋賀県ちいさな企業応援月間に位置付ける事業 200事業 ・セミナーの参加者数 200人	→	-----	→	1,979	中小企業支援課
113	中小企業活性化推進 事業	「条例」の普及啓発、中小企業者等の意見の反映の推進と中小企業活性化施策の分かりやすい周知を図るため、意見交換会や企業訪問等を実施するとともに、施策紹介冊子等を作成する。	○施策紹介冊子の作成・配布 ○条例パンフレットの作成・配布 ○中小企業活性化施策実施計画の作成・配布 【目標】 ・意見交換会 10回 ・企業訪問等 100社	→	-----	→	1,075	中小企業支援課
114	産学官連携推進事業	大学等の研究シーズを有効に活用し、本県中小企業等の新製品・新技術の研究開発等につなげる産学官連携の支援体制を整備し、共同研究の推進や研究成果の事業化を促進する。	○産学官連携の支援体制の整備 ○共同研究の推進や研究成果の事業化の促進 【目標】 産学官連携等共同研究体の形成数 6件	→	-----	→	12,724	モノづくり振興課
115	6次産業化ネットワーク 活動整備事業	6次産業化法認定者が行う6次産業化ネットワークを構築し実施するプロジェクトにおいて必要となる加工・販売等にかかる施設・機械の整備を支援する。	○加工・販売等にかかる施設・機械等の整備に対する補助 【目標】 新たな加工・販売等に取り組む実践者数 10事業者	→	-----	→	51,576	農業経営課
116	6次産業化ネットワーク 活動推進事業	6次産業化のさらなる取組を推進するため、農林漁業者と食品事業者、観光業者など多様な業種と連携した新商品の開発や、販路開拓などの取組を支援する。	○6次産業化ネットワークの構築等に対する補助 ・推進会議の開催 ・研修会 ○支援体制整備 6次産業化プランナー等を配置 【目標】 新たな加工・販売等に取り組む実践者数 10事業者	→	-----	→	16,100	農業経営課
117	農林水産業新ビジネス 創造支援事業	地域活性化のため農林水産業を基盤とした新しいビジネスを生み出していくことを目的に、農林水産業者や商工・観光等事業者、大学等が参画する農業・水産業新ビジネス創造研究会を母体としたイノベーションを起こす取組を発掘・推進する。	○新ビジネス創造支援 交流会、セミナー、マッチングアドバイザー設置プロジェクト活動 ○新ビジネスの実用化支援 【目標】 新ビジネスの実用化に取り組む事業者数 4事業者	→	-----	→	16,000	農業経営課

8. 滋賀県ちいさな企業応援月間について

『平成30年度 滋賀県ちいさな企業応援月間』の取組

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

ちいさな企業の意義・役割

- 中小企業は県内企業の99.8%を占めており、そのうち小規模企業が9割近くを占め、地域経済や雇用を支えている。
 - 地域の安全・安心やコミュニティの維持など社会的にも大きな役割を果たしている。
 - 地元の食材や原料を使用し、身近な消費者に製品やサービスを提供することにより、お金を地域内で循環させる担い手となっている。
- ※ちいさな企業とは：小規模企業をはじめとする中小企業のこと

課題

- 県民に県内のちいさな企業の役割や魅力が十分に伝わっていない。
- 中小企業、とりわけ小規模企業向け施策は、国や経済団体、支援機関、金融機関、市町、県等の様々な機関により実施されているが、支援を必要としている企業への周知が必ずしも十分でないとの声がある。(事業者や支援機関との意見交換会やアンケートによる意見)



『滋賀県ちいさな企業応援月間』

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します！～

【10月】

関係団体等が連携を図り実施

- ちいさな企業が担う役割や魅力を積極的に情報発信する。
- ちいさな企業への支援策や諸活動等を積極的に実施する。
- ちいさな企業への施策の周知および活用を促進する。

応援月間の取組

県の取組

「滋賀のちいさな企業元気セミナー」

○中小企業、とりわけ小規模企業の独創的な取組事例や施策の活用事例を紹介するなどちいさな企業に焦点を当てたセミナーを県内2か所で開催する。

- ・有識者による講演会
- ・小規模企業による事例発表 など

「いきいき滋賀モノづくりセミナー」

○自社の強みを生かした持続的・継続的な成長を応援するためのセミナーおよび交流会を開催する。

各関係団体等の取組

各関係団体等で支援事業の実施

(国、市町、経済団体、支援機関、金融機関、大学等)

○応援月間にあわせて各関係団体等において支援事業等に取り組んでいただく。

【事業実施の一例】

- ・経営相談会
- ・融資相談会
- ・ビジネスマッチング
- ・創業スクール
- ・経営塾

など

連携

「応援月間」事業一覧取りまとめ

○各関係団体等が応援月間において実施するちいさな企業を対象とする施策や支援策等を一覧に取りまとめて広報を行う。

県と各団体等の連携した取組

- 広報啓発資材等により、応援月間の広報を実施する。
- 各関係団体等とも連携し、応援月間事業について広報を行う。

「応援月間」の広報について

9. 平成29年度の条例・施策の周知・意見交換等の取組について

1. 条例・施策等の周知

- 各商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の総会、説明会等における周知（計24回）【暫定集計値】
- 滋賀のちいさな企業元気セミナーでの周知
- 施策紹介冊子（ご活用ください！小規模企業を中心とした中小企業のみなさんを応援します！）による周知
商工団体や市町、県内金融機関への配布等

2. 団体や地域に出向いての意見交換会

- 関係団体等に広く呼びかけ、団体等の会合（意見交換会、協議会、研究会等）に出席して、条例や平成29年度の実施計画等について説明し、意見交換を実施（計13回）【暫定集計値】
- 制度融資についての商工会議所・商工会との地域別意見交換会（計5回）

3. 職員による企業訪問の実施

- 条例制定前から取り組んできた職員による企業訪問を継続して実施。企業の抱える課題や県の施策への要望等について、中小企業等の声を聴く。 →55社を訪問【暫定集計値】

4. アンケート調査の実施

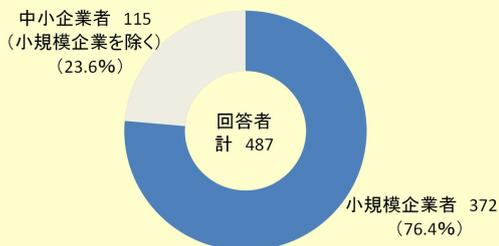
- 中小企業へのアンケート調査の実施（7月～8月）
商工団体の会員企業700社を対象に、アンケートを実施

■アンケート調査の結果

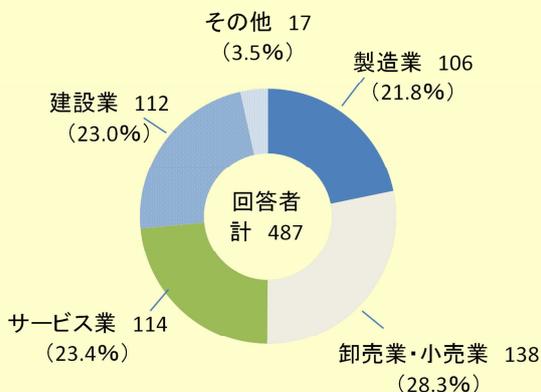
○調査概要

調査対象	商工会・商工会議所・中小企業団体中央会の会員企業のうち製造業、卸売業・小売業、サービス業、建設業から均等抽出
	商工会 200
	商工会議所 200
	中央会 300
	計 700
調査方法	商工会等による配布・回収、無記名方式
調査期間	平成29年7月1日～平成29年8月4日
総配布数	700社（中小企業：140社 小規模企業 560社）
回答数	487社
回答率	69.6%

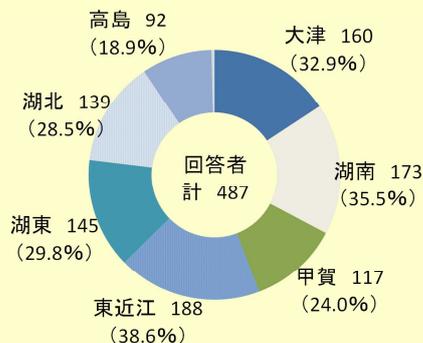
(1) 回答者の企業規模



(2) 回答者の業種

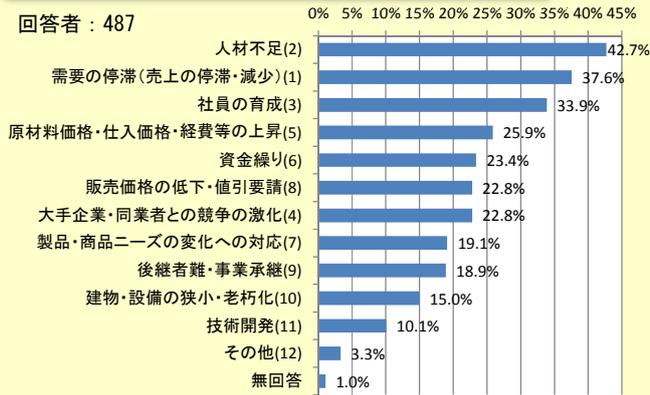


(3) 回答者の地域（複数回答可）



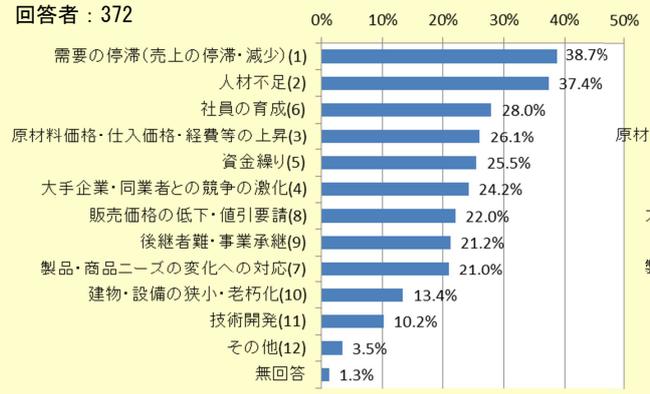
(4) 企業経営における課題（全回答・規模別）

回答者：487

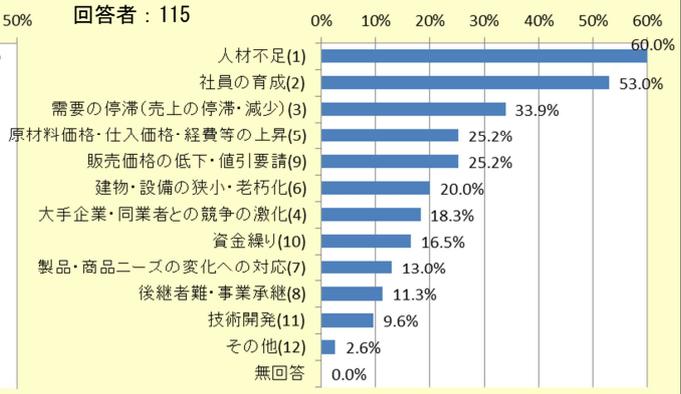


【全回答】上位3項目については昨年度と同様だが、1位と2位が逆転している。
 【小規模企業】1位、2位はそれぞれ昨年度から順位が変わっていない。また、昨年度6位であった「社員の育成」が3位に上がっている。
 【小規模企業を除く中小企業】1位から3位までそれぞれ昨年度から順位が変わっていない。また、1位・2位の回答数が突出している。
 ⇒以上のことから、人材に関する課題が大きくなっていることがうかがえる。

回答者：372

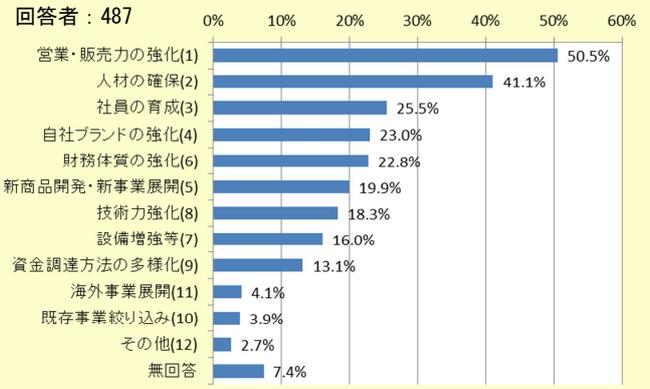


回答者：115



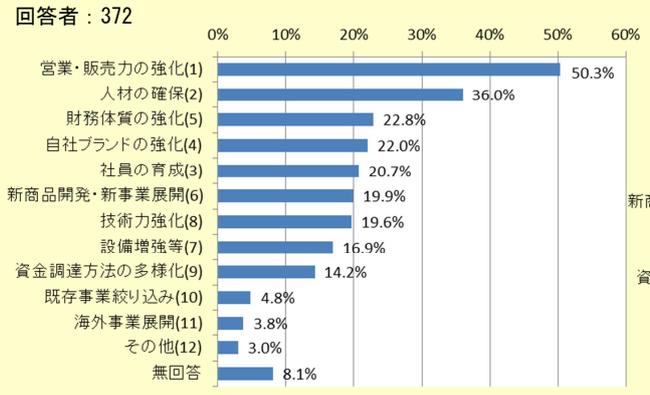
(5) 支援を求めたいこと（全回答・規模別）

回答者：487

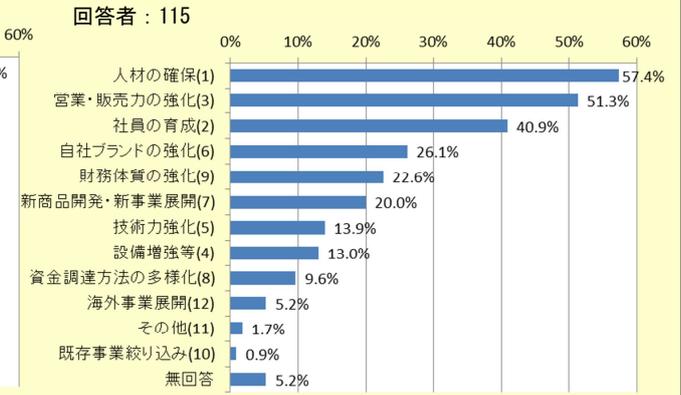


【全回答】1位から3位までそれぞれ昨年度から順位が変わっていない。
 【小規模企業】1位、2位はそれぞれ昨年度から順位が変わっていない。また、昨年度5位の「財務体質の強化」が3位に上がっている一方で、同3位の「社員の育成」が5位に下がっている。
 【小規模企業を除く中小企業】1位の「人材の確保」については、昨年度から変わっていないが、2位と3位については順位が逆転している。
 ⇒以上のことから、人材に関する支援と並び、営業・販売力の強化など、経営内容の改善・強化に関する支援ニーズも強いことがうかがえる。

回答者：372



回答者：115



10. 平成28年度の実施計画の実施状況の検証結果について

条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年度の滋賀県中小企業活性化施策実施計画の実施状況の検証を行いました。

■実施状況の評価方法・区分

【評価方法】

目標数値がある事業については、数値目標の達成状況を基本に、数値に現れない取組成果・課題等を加減し、事業全体を4段階で評価する。また、数値目標が設定できない事業については、定性評価により事業全体を4段階で評価する。

■評価結果（全体）

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	62	57.4%
実施状況Bの事業	39	36.1%
実施状況Cの事業	5	4.6%
実施状況Dの事業	2	1.9%
合計	108	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
 B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
 C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
 D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

■体系ごとの評価・課題

(1) 中小企業の自らの成長を目指す取組の円滑化（条例第8条第2項）

- ・「エネルギー社会トップモデル形成推進事業」ほか計20事業を実施。（事業番号1～20）
- ・評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	13	65.0%
実施状況Bの事業	6	30.0%
実施状況Cの事業	1	5.0%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	20	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
 B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
 C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
 D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

水環境ビジネス、医工連携、クリエイティブ産業など、将来において成長発展が期待される分野における取組において、それぞれ着実な進展が図られているほか、イノベーションの創出については、滋賀らしい強みの形成に向けた取組を進めることができた。また、海外展開支援についても、県内中小企業の海外ビジネス展開に向けた様々な支援や取組を進めることができた。

今後は、IoTの活用や事業化に向けた個別支援、ジェトロ滋賀貿易情報センターとの連携など、より具体的・発展的な取組を進めていく必要がある。

【将来において成長発展が期待される分野】

水環境ビジネス、医工連携、クリエイティブ産業などにおいて、ビジネスプロジェクトの更なる創出、ネットワーク参加企業の増加等による産学官連携基盤の充実強化、事業所の開設やモデル事業の実施など、それぞれ着実な進展が図られている。

【イノベーションの創出】

滋賀県産業振興ビジョンに掲げた5つの分野にかかる異分野・異業種連携のビジネスモデル9件に対し支援を行ったほか、滋賀発の成長産業発掘・育成に繋がるビジネスプランの発掘など、滋賀らしい強みの形成に向けた取組を進めることができた。今後は、新たな価値創造が見込まれるIoTを活用した取組への支援や、事業化に向けたビジネスプランに対するきめ細やかなハンズオン支援などにより、滋賀の経済成長を牽引する新たな成長分野の育成を図っていく必要がある。

【海外展開支援】

貿易投資相談窓口の設置や、ベトナム・ホーチミン市との覚書を活用した個別企業への現地支援などにより事業活動の更なる進展を図ったほか、汚水処理や農畜水産物などの分野において、ビジネス展開に向けた取組を進めることができた。今後は、平成29年7月開設予定のジェトロ滋賀貿易情報センターとの連携など、中小企業の海外展開にかかる取組を一層充実させ、より広がりのあるビジネス案件の創出につなげていく必要がある。

(2) 中小企業の経営基盤の強化(条例第8条第3項)

- ・「滋賀のくすり振興対策費(地場製薬企業薬事エキスパート育成補助金)」ほか計53事業を実施。
(事業番号21～73)

・ 評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	30	56.6%
実施状況Bの事業	19	35.8%
実施状況Cの事業	2	3.8%
実施状況Dの事業	2	3.8%
合計	53	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
- B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
- C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
- D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

人材の確保・育成については、女性の活躍や若者の就労に対する支援やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現の推進などに取り組み、着実な進展を図ることができた。また、商工会等による経営指導や制度融資の活用促進などにより、中小企業の経営の安定・向上にも一定の成果が得られているが、依然として、多種多様な経営課題に即したきめ細やかな支援が求められており、引き続き、小規模事業者を中心に継続的な支援を実施していく必要がある。創業の促進についても、ハード・ソフト両面からの取組により一定の成果が得られているが、今後は起業家や新たなビジネスプランの発掘・支援にも一層取り組んでいく必要がある。

【女性活躍、若者の就労促進】

滋賀マザーズジョブステーションの運営、企業での活躍を推進するためのセミナーなどによる女性の活躍促進や、おうち若者未来サポートセンターの運営などによる若者の就労支援にかかる取組を引き続き実施し所期の目標をほぼ達成したほか、県内企業等への就職者増加や就職におけるミスマッチ解消を図るための取組では、産官学連携による「滋賀インターンシップ推進協議会」を設立し、試行的にインターンシップを実施するなど進展を図ることができた。

【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進】

モデル事例の紹介による情報発信等により推進企業の累計登録件数が目標数に達するなど、その必要性について一層の浸透を図ることができた。今後は、官民一体となり、企業にとってのメリットが具体的に感じられる取組などを実施し、県内中小企業に働き方改革を推進、浸透させていく必要がある。

【支援機関による経営支援・金融支援】

産業支援プラザ、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会の窓口相談や地道な訪問指導により、金融、税務、労務、販路拡大などの分野において、多くの中小企業の経営改善が図られた。制度融資(資金貸付)においては、開業資金にかかる貸付メニューのリニューアルなどにより、中小企業者の多様な資金需要に対応することができた。また、専門家によるエネルギー診断や省エネ、ピーク対策、創エネ設備の整備に対する助成による経営の合理化、県で作成した手引を活用した事業継続計画(BCP)策定支援による危機管理意識の醸成など、様々な角度から経営基盤の強化を図ることができた。とりわけ商工会等による相談・訪問指導や制度融資は、中小企業の経営の安定・向上に必須の基礎的な支援であり、継続的かつ普遍的に実施していくことが重要である。

【創業の促進】

SOHO型ビジネスオフィスやコラボしが21インキュベーションなどのビジネス・インキュベーション(BI)施設の活用や、インキュベーション・マネージャー(IM)養成研修の実施など、ハード・ソフト両面からの取組を実施し、施設入居後の事業拡大などに繋げることができた。今後も引き続きBI施設の活用促進を図るとともに、次世代を担う起業家や新たなビジネスプランの発掘・支援にも一層取り組んでいく必要がある。

(3) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(条例第8条第4項)

- ・「伝統的工芸品月間等参加事業」ほか計29事業を実施。(事業番号74～102)

・ 評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	16	55.2%
実施状況Bの事業	11	37.9%
実施状況Cの事業	2	6.9%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	29	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
- B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
- C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
- D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

企業情報シートの作成による自社分析支援や県内外大手企業との展示商談会等開催によるビジネスチャンス拡大など、ものづくりに携わる中小企業が必要とする支援を実施したほか、地場産業・地場産品の振興については基本的な指針を策定した。また観光客の来訪・滞在の促進についても、観光をキーにしたまちづくり、無料Wi-Fi環境の整備促進、「ピワイチ」によるサイクルツーリズムの普及促進・環境整備などの取組が進められた。

今後も引き続き、小規模事業者をはじめとする中小企業に効果の高い取組を各分野で進め、地域の経済循環を県の隅々にまで行き渡らせていく必要がある。

【ものづくり産業】

企業情報シートの作成等により、自社分析や受注体制強化、販路開拓・調達情報収集など、ものづくりに携わる中小企業が必要とする支援を実施し、その自立的・持続的な成長を促した。また、県内外大手企業との展示商談会等を開催し、県内中小企業のビジネスチャンス拡大を図ることができた。今後も引き続き、参加者の効用やメリットを明確にしなが、中小企業への周知・普及を図っていく必要がある。

【地場産業・地場産品】

実態調査をおこない基本的な指針をするとともに、滋賀の名品ロゴの作成やWebショッピングサイトの開設や、海外戦略・後継者育成に対する支援などにおいて、所期の目標を達成することができた。今後は、上記指針に基づき、施策の総合的な推進を図っていく必要がある。

【企業の誘致】

市町等と連携した誘致活動などにより、目標を上回る立地件数を達成することができた。

【地酒の普及促進】

新酒披露会が様々な媒体で取り上げられるなど、近江の地酒の価値が再認識される契機を創出することができた。今後も普及啓発活動を継続して認知度向上・魅力発信に取り組み、近江の地酒を積極的に使用してもてなす機運を醸成していく必要がある。

【観光客の来訪・滞在の促進】

観光をキーにしたまちづくりによって観光振興のレベルアップと地域の活性化を目指す取組において、モデル地区やDMO候補法人に対する支援等により、地域で観光まちづくりに取り組む機運を高めることができたほか、無料Wi-Fi環境の整備促進による利便性の向上や、「ピワイチ」によるサイクルツーリズムの普及促進・環境整備などにより、県内各地への来訪を促す具体的な取組を進めることができた。今後については、それぞれの取組を各局で更に進展させていくとともに、平成29年10月下旬オープン予定の首都圏情報発信拠点を核とした、県外への情報・魅力発信の強化にも取り組んでいくことが重要である。

(4) 中小企業者および関係団体等との有機的な連携の促進(条例第9条第1項)

・「伊藤忠商事株式会社との連携協定」ほか計6事業を実施。(事業番号103～108)

・ 評価内訳

評価	事業数	割合
実施状況Aの事業	3	50.0%
実施状況Bの事業	3	50.0%
実施状況Cの事業	0	0.0%
実施状況Dの事業	0	0.0%
合計	6	100.0%

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
- B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
- C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
- D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

産学官連携推進事業では、6件の共同研究が国の戦略的基盤技術高度化支援事業の採択を受け、連携の構築にとどまらず競争的資金の獲得という成果にまで繋がっている。また機関別の採択件数では滋賀県産業支援プラザが全国1位となっている。

6次産業化については、新たな取組を行う事業者を継続して発掘・支援していく必要がある。今後も部局横断の連携を推進し、ネットワークによる取組の進展を図っていく必要がある。

また、県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業、いわゆる“ちいさな企業”への関心・理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、10月の「滋賀県ちいさな企業応援月間」において、ちいさな企業が担う役割・魅力の発信や関連施策の周知を図ったほか、「滋賀のちいさな企業元気セミナー」を開催し、ちいさな企業の活性化に向けた機運の醸成を図った。中小企業の活性化に対する機運や実効性を高めていくためには、中小企業者や関係団体等はもちろん、県民の中小企業に対する理解と関心を深めていくことが重要であり、今後も引き続き、条例の主旨や施策の周知・浸透を図っていく必要がある。

■重点事項の評価・課題

・下記の3項目を重点事項として定め、全108事業のうち該当する事業について重点的に取り組んだ。

- ① 小規模企業者への支援 [6事業:No.72、76、83、84、87、104]
- ② 地域の特性を活かしたイノベーションの創出 [10事業:No.2、3、7、9、10、62、66、67、91、95]
- ③ 共に働く共生社会づくりの実現 [11事業:No.25、27、30、31、32、33、34、35、42、43、44]

・重点事項ごとの事業評価内訳

評価	重点事項①	重点事項②	重点事項③
実施状況Aの事業	2	6	6
実施状況Bの事業	3	4	3
実施状況Cの事業	1	0	1
実施状況Dの事業	0	0	1
合計	6	10	11

【評価の区分】

- A: 予定していた内容を上回る事業の進捗・実施状況: 100%以上
 B: ほぼ予定どおりの事業の進捗・実施状況: 75%以上～100%未満
 C: 予定していた内容を下回る事業の進捗・実施状況: 50%以上～75%未満
 D: 予定していた内容を大きく下回る事業の進捗・実施状況: 50%未満

総括

- ①ものづくり分野における支援、地場産業・地場産品の振興、地酒の普及促進、10月の応援月間やWeb等を活用した魅力発信など分野において、小規模企業をはじめとした中小企業の活性化にかかる取組を実施し、目標については概ね達成することができた。小規模事業者は多種多様な経営課題を抱え、相談相手も限られていることから、今後も引き続き商工会等の支援機関による窓口相談や訪問指導をベースに日常的なサポートを行いながら、各分野における個別支援や情報発信を並行して行い、重層的な支援を継続していく必要がある。
- ②異分野・異業種連携によるビジネスモデルへの支援、水環境ビジネスにおける海外プロジェクトの創出・展開、医工連携による新たな事業展開など、将来において成長発展が期待される分野を中心にイノベーションの促進に取り組むとともに、滋賀発の成長産業発掘・育成に繋がるビジネスプランの発掘やインキュベーション・マネージャーによる創業支援を中心に新たな事業の創出を促進し、目標については概ね達成することができた。今後は、IoTを活用した取組支援やビジネスプランに対するきめ細やかなハンズオン支援、次世代を担う起業家や新たなビジネスプランの発掘・支援にも一層取り組み、イノベーションの創出や創業の促進を進展させていく必要がある。
- ③女性、若者、中高年齢者、障害のある方などに対する就労支援や、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進など共生社会づくりの実現に向けた取組を進め、目標については概ね達成することができた。しかしながら、中小企業においては人材の確保が大きな経営課題の一つとなっていることから、インターンシップの推進や青少年期からのキャリア教育など、雇用のミスマッチ解消や勤労観の醸成が促進されるような取組についても、並行して注力していく必要がある。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例 (平成24年滋賀県条例第66号)

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業である。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれている。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化している。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっている。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠である。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていく。

また、厳しい経済や社会の状況の中にあっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められている。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化され、および産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であって、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。
- (2) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること。
- (3) 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること。
- (4) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。
- (5) ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。）の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること。
- (6) 県、中小企業者、関係団体等（中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）および金融機関をいう。以下同じ。）、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。
- 3 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念のっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、基本理念のっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第6条 中小企業に関係する団体は、基本理念のっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、基本理念のっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。
- 3 大学等は、基本理念のっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。
- 4 金融機関は、基本理念のっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念のっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業活性化施策の基本)

第8条 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から第4項までに定める施策を基本とするものとする。

- 2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
 - (1) 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。
 - (2) 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。
 - (3) 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。

- 3 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
- (1) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること。
 - (2) 資金の供給の円滑化、経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。
 - (3) 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。
 - (4) 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。
- 4 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
- (1) 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - (2) 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - (3) 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

第9条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとする。

2 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(実施計画)

第10条 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(検証および施策への反映)

第11条 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第12条 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第13条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上および税制上の措置)

第15条 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(滋賀県中小企業活性化審議会)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第10条第2項および第11条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第17条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(滋賀県ちいさな企業応援月間)

第18条 県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、滋賀県ちいさな企業応援月間を設ける。

2 滋賀県ちいさな企業応援月間は、10月とする。

3 県は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、滋賀県ちいさな企業応援月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

付 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

〔略〕

付 則（平成28年条例第40号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

滋賀県産業振興ビジョンの概要

第1 ビジョン策定の趣旨

1 ビジョン策定の背景・意義

中長期的な視点から、「何を強みとして、どのような産業やビジネスモデルを成長の“エンジン”として振興し、さらに県内での経済循環をどのように促進していくのか」といった視点から産業振興のあり方を考え、戦略的に取組を図るため策定

2 ビジョンの県政における位置付け

- 本県における産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針
- 「滋賀県基本構想」に基づく部門別計画の一つ
- 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づく施策の展開とあいまって、本県経済の発展、雇用の維持・拡大、地域の活性化を目指すもの 等

3 計画期間 10年：平成27年度（2015年度）～平成36年度（2024年度）

第2 本県産業の現状と課題

1 本県産業を取り巻く経済・社会情勢の変化

- (1) 国内の動向 ○ 人口減少と少子高齢化の進行
 - 製造業における海外現地生産比率の上昇
 - 東日本大震災を契機としたエネルギーをめぐる社会情勢の変化
 - 東京オリンピック・パラリンピック、本県での国民体育大会等の開催 等
- (2) 世界の動向 ○ アジアをはじめとする新興国市場の拡大 等
- (3) 国の成長戦略等における施策の方向
 - 成長戦略の推進 ○ 「小規模企業振興基本法」の施行 ○ 地方創生の推進

2 本県の特徴と課題

- 豊かな自然環境と多くの歴史遺産・文化資産 ○ 恵まれた地理的条件と広域交通基盤
- 県内総生産に占める第二次産業の割合の高さ
- 製造業のほとんどの業種が「域外需要産業」
- 進む県内企業の海外事業展開 ○ 受け継がれる「三方よし」の精神
- 取引先との信頼関係と技術力を強みとする中小企業、一方、難しい人材の確保・育成
- 様々な分野の大企業のマザー工場や研究所が多く立地
- 多くの産地で厳しい状況にある地場産業
- 減少傾向にある商業・サービス業の事業所数と従業者数
- 若者を取り巻く厳しい雇用情勢 ○ 女性の労働力率の低さと大きな潜在力
- 豊富な地域資源、一方で、宿泊・滞在型観光の少なさ、ブランド力の弱さ
- 教育研究機関が多数立地 ○ 全国第1位のFTTH（光回線）世帯普及率 等

第3 産業振興の基本的な考え方

1 基本理念

世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる
“滋賀発の産業・雇用”の創造

2 ビジョンが目指す姿

- ☆新たな成長産業の創出により、『日本を支えるたくましい経済が創造』
- ★挑戦する企業の活躍により、『地域経済の活性化、雇用の維持・拡大』
- ☆世界に通用するブランド価値の発信により、『滋賀のステータスが向上』
- ★地域貢献企業の集積により、『地域を支え、地域が潤う循環型経済が確立』
- ☆イノベーションの連続により、『新たなビジネスモデルが次々と展開』

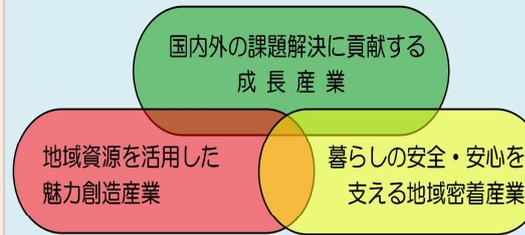
3 産業振興施策を進めるにあたっての視点

- ① 産業活動を支える『事業環境づくり』の視点
- ② 地域の特性を活かした『まちづくり』の視点
- ③ 本県産業を担う『人づくり』の視点
- ④ 多様な産業の集積を活かした『つながりづくり』の視点
- ⑤ 中小企業の強みを伸ばす『競争力づくり』の視点
- ⑥ 追従を許さない『モノづくり』の視点
- ⑦ 滋賀ならではの『ことづくり』の視点
- ⑧ 一人ひとりの県民の『幸せづくり』の視点

第4 産業振興の基本的方向

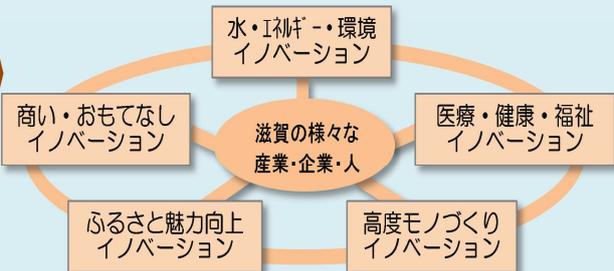
1 今後の本県経済を牽引する産業

(1) 振興を図るべき産業

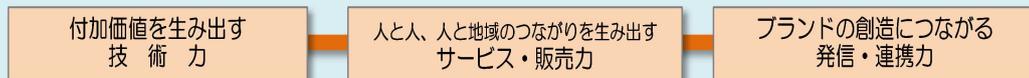


(2) 当面、重点的に取り組む5つのイノベーション

※イノベーション：新たな価値を創造し、社会や暮らしによりよい変化をもたらすこと



(3) 本県産業の強化を図る3つの企業力【地域の経済や社会の担い手として重要な役割を果たす中小企業・小規模事業者の課題を踏まえ、特性に応じて強化】



2 産業振興施策の基本

(1) 企業の経営基盤力の強化

- 経営基盤の強化に対する支援
- 創業および新事業創出の促進
- 中小企業・小規模事業者の活性化
- 企業立地の促進

(2) これからの産業を担う人材力の強化

- キャリア教育等の推進
- 産業のニーズにあった人材の育成・確保
- グローバル人材の育成・確保
- 中小企業の人材育成に対する支援
- 起業家の育成等
- 県内大学生等の定着促進
- 若者の活躍推進 ○ 女性の活躍推進
- 障害者の活躍推進 ○ 高齢者の活躍推進
- 外国人材の活用 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進
- 雇用のミスマッチの解消等 ○ 優れた技能の伝承

(3) 新たな価値や力を生み出す連携力の強化

- 異分野・異業種間の連携の推進
- 企業間連携の推進
- 産学官金民および地域との連携の推進
- 広域での地域間連携の推進
- 中小企業支援機関や公設試験研究機関間の連携の推進

(4) 海外の需要を取り込む国際展開力の強化

- 企業の海外展開に対する支援
- 海外からの企業誘致の推進 ○ 海外からの誘客の推進

(5) 経済循環力の強化

- 地域資源の活用の促進
- 滋賀の資源をつなぐコーディネート機能の充実
- 県内での企業間取引の促進
- 「地産地消型」・「自立分散型」エネルギー社会の創造に向けての取組の推進

(6) 事業活動を支える地域力の強化

- 企業で働く人やその家族が住みやすいまちづくり ○ 「滋賀・びわ湖ブランド」の取組推進
- コミュニティビジネスの推進 ○ 人と物の交流を支えるインフラの整備 ○ 産業用地の確保

第5 ビジョンの推進

1 各主体の役割

- 県の役割 庁内の関係部局が連携し、総合的に施策を推進するとともに、県内企業へのヒヤリングや関係団体・市町等との意見・情報交換を行うなどして、本県産業の実態や課題の把握と、それらを踏まえた施策の構築等に努める。また、必要な調査・研究を実施。
- 企業の役割 ○ 関係団体等の役割 ○ 大学等教育・研究機関の役割 ○ 金融機関の役割 ○ 県民の役割

2 市町や国等との連携 市町と連携・協力し、それぞれの地域の特性や実情に応じた産業の創出・振興を図ること 等

3 本県経済・産業の活性化状況のモニタリング

毎年度、有識者等の意見を聴きながら、本県経済・産業の動向について、量的（客観的）および質的（主観的）の両面からモニタリングを行い、その状況を把握・分析し、具体的な施策の構築や検証等に活用

お問い合わせ先：滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077(528)3733 FAX:077(528)4871

E-Mail:fb00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/chusho/>

